



あきたの 農業農村整備



2023

秋田県農林水産部
農地整備課・農山村振興課

AKITA
NOGYO
NOSON
SEIBI

目次

1. 秋田県の概要	P 1
2. 農林水産部の機構	P 2
3. 農業の概要	P 3
4. 秋田県農業農村整備の現状	P 5
5. 秋田県農業農村整備実施方針	P 8
6. 秋田県農業農村整備実施方針と関連事業	P10
7. 農業農村整備事業の実施状況	P12
方針1 食料供給力の強化	
方針2 農山村の活性化	
方針3 農村環境の維持・向上	
その他事業	
8. 主な事業実施地区一覧表・位置図	P30
(1) ほ場整備事業	
(2) 水利整備事業	
(3) 防災・減災事業	
9. ピックアップ	P36
I. 「スマート農業を支える基盤整備指針」の策定	
II. 秋田県農山漁村プロデューサー養成講座 AKITA RISE	
III. 「秋田県田んぼダム技術マニュアル」の策定	
IV. 災害時等農業用排水機能確保支援事業を活用した応急対策	
10. 農業農村整備事業の採択基準と補助率	P40

1 秋田県の概要

秋田県は、東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸にあり、東経140度、北緯38～40度にまたがり、その大きさは、南北181km、東西111kmとなっています。

県境を白神山地、八幡平、駒ヶ岳、鳥海山などの山々で囲まれ、那須火山帯が県境の東を縦断していることから、温泉に恵まれるとともに、十和田湖、田沢湖、男鹿半島など、県内各地に風光明媚な観光地が形成されています。

県北には鷹巣、大館、花輪の諸盆地、県南には横手盆地があり、また県内3大河川である雄物川、米代川、子吉川の流域には肥沃な耕地が開け、各々秋田、能代、本荘平野が形成されています。



県のマーク

県のシンボル



県の魚：ハタハタ

平成14年、県民からの意見によって県の魚と決められました。水深約250メートルの海底で育ち、初冬に産卵のため沿岸にやってきます。



県の花：ふきのとう

昭和29年、NHKが全国に各都道府県の「郷土の花」を募集したことがきっかけで県の花に選ばれました。別名「バツケ」。



県の鳥：やまどり

昭和39年、公募によって県の鳥と決められました。キジ科の鳥で、主に県内の内陸部の山地に棲んでいます。



県の木：秋田杉

昭和41年、公募によって県の木と決められました。美しい木目と強い材質が特長で、その天然林は日本三大美林の一つに数えられています。

面積：11,638km²

〈出展：全国都道府県市区町村別面積調(令和5年1月1日)〉

耕地面積：146,300ha (県土面積の約13%)

〈出展：農林水産省「耕地面積調査(R4)」〉

人口：918,507人

〈出展：秋田県の人口と世帯(令和5年5月1日)〉

基幹的農業従事者数：33,720人

〈出展：農林水産省「農林業センサス(R2)」〉

【農林水産関係トピックス】



【新品種「サキホコレ」の米袋】

令和4年10月29日に本格デビュー
ふっくらとした粒立ちと噛むほどに広がる甘い風味が特徴で、参考品種として2年連続「特A」を獲得。



【秋田牛】

オール秋田で生産振興に取り組む「秋田牛」は、米どころ秋田を象徴するブランド牛として、飼料に一定量の「お米」を配合していることが特徴。

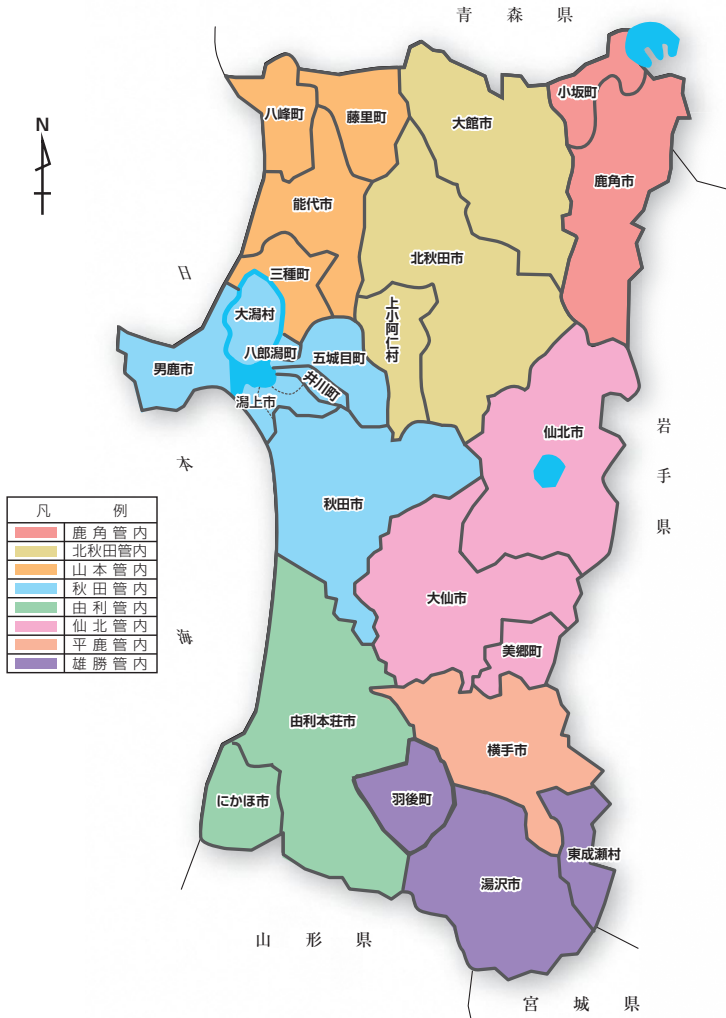


【輝(かがやき)サーモン】

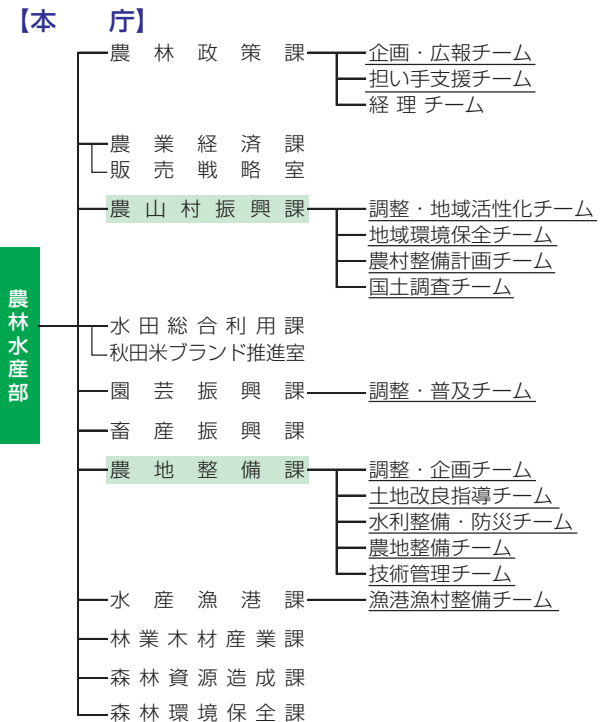
若手漁業者らがサーモンの養殖試験に取り組み「輝(かがやき)サーモン」のブランド名で販売を開始。大規模な養殖事業の展開に向け、静穏域を拡大するための消波施設整備を計画。(八峰町・岩館漁港)

2 農林水産部の機構

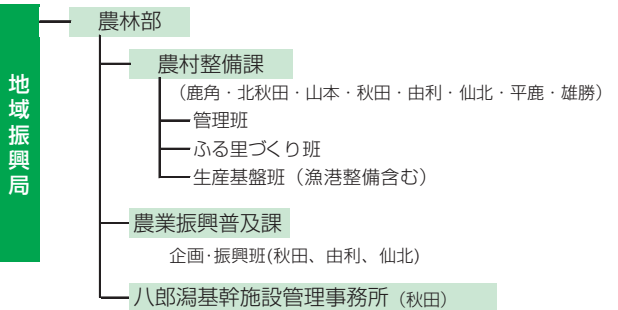
秋田県管内図



農林水産部の機構



【出先機関】



※ 下線：農業農村整備職員配置先

職員数

	合計	農業農村工学職	事務系
本 庁	71	64	7
出先機関	144	126	18
全 体	215	190	25

(令和5年4月時点)

※他機関へ出向している職員は含まない

※このほか、再任用職員、非常勤職員を配置

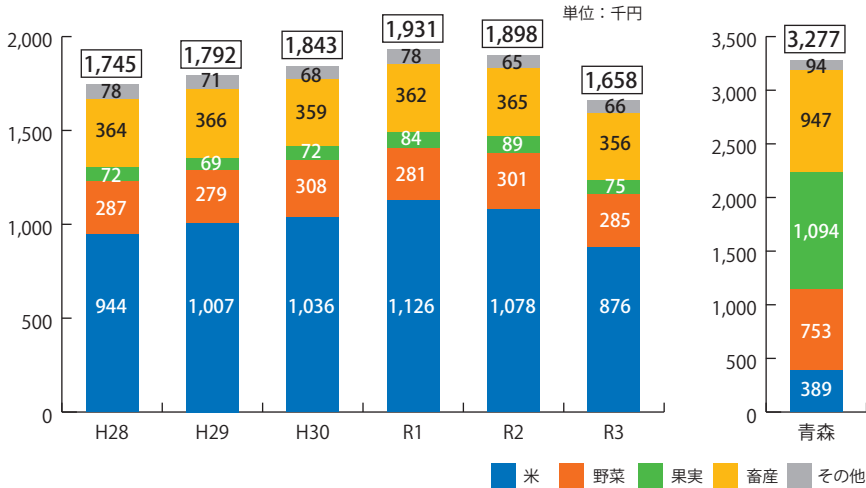
3 農業の概要

1) 農業産出額

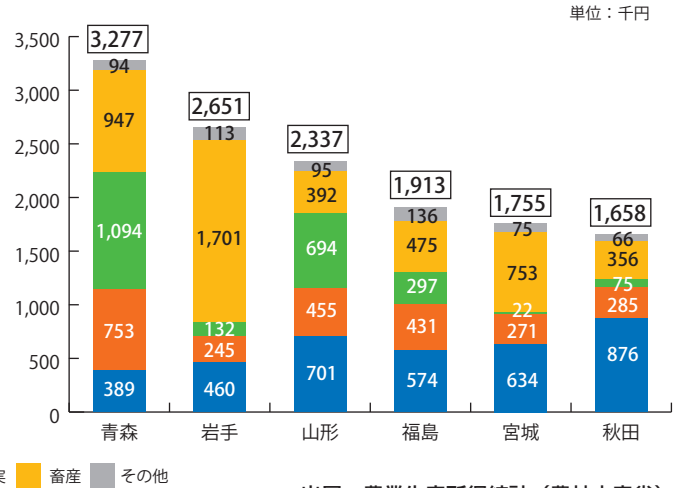
令和3年の農業産出額は1,658億円であり、全国19位（東北6位）となっています。

農業産出額に占める米の割合は5割以上を占めており、他県と比べても、全体額に占める米の割合は高い状況となっていますが、園芸品目の振興と水田の汎用化の推進により、米以外の産出額は順調な伸びを見せています。

秋田県の農業産出額の推移



東北の農業産出額



出展：農業生産所得統計（農林水産省）

2) 農家数

令和2年度の農家数は、37,116人で全国22位となっています。

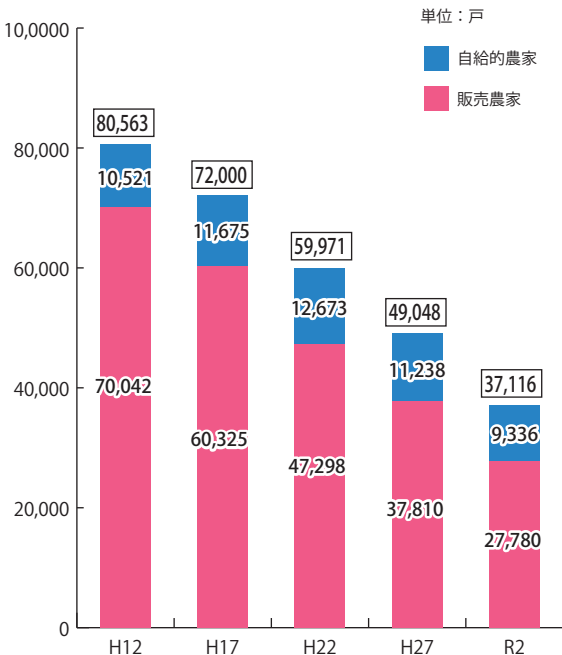
高齢化による離農や農業法人への農地集積の進展等を背景に減少が続いているほか、販売農家数についても年々減少が続いています。

3) 土地利用状況

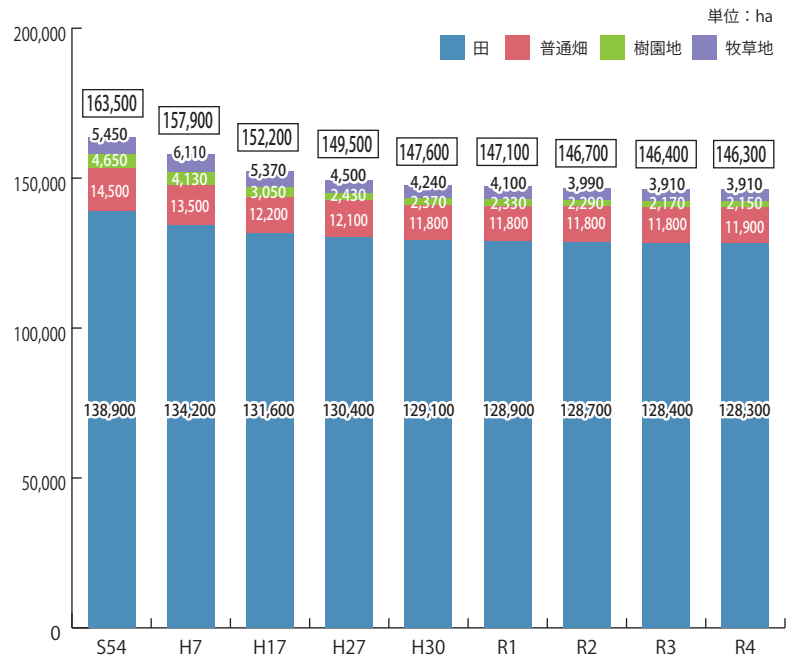
令和4年度の耕地面積は146,300haであり、全国6位となっています。

昭和54年をピークに、減少しています。

また、地目別に見ると田が約9割を占めています。



出展：農林業センサス（農林水産省）

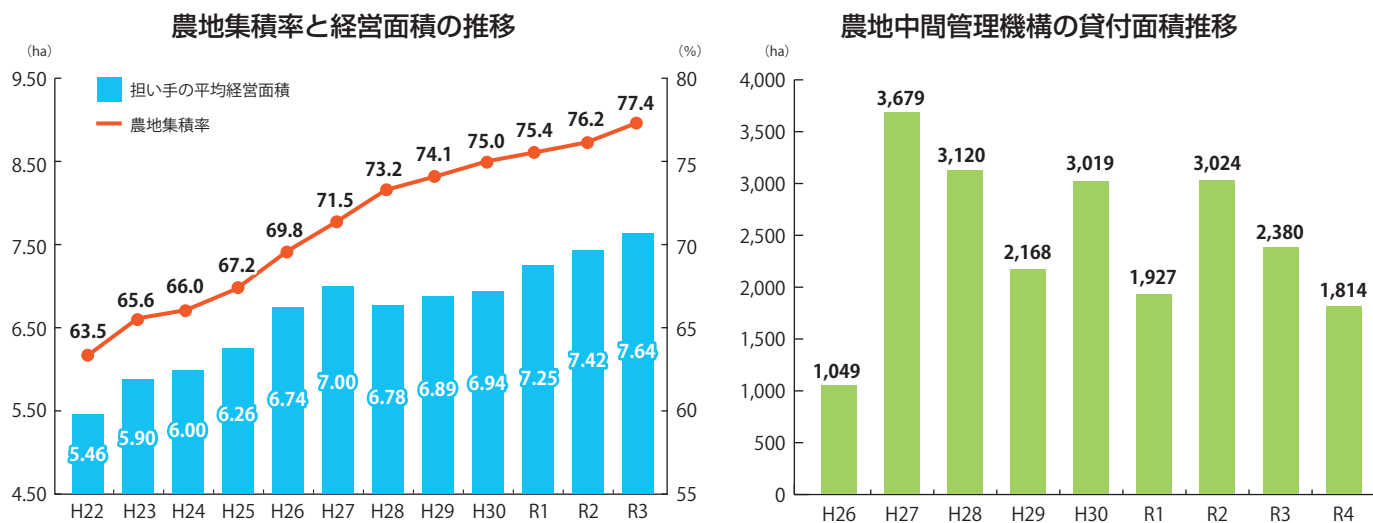


出展：耕地面積調査（農林水産省）

4) 担い手への農地集積

農地集積率は、農地中間管理事業などの農地流動化施策の推進により年々向上しています。

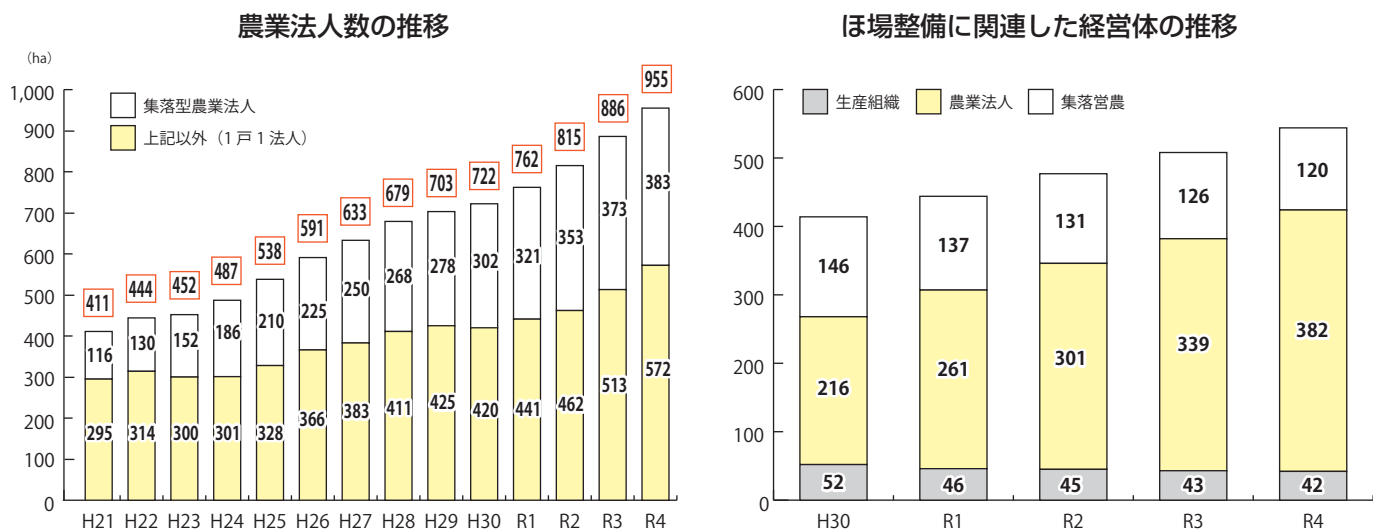
また、農地中間管理機構による貸付は、農地中間管理機構と市町村や農業委員会、土地改良区等の関係機関が連携し、基盤整備と一体的な推進が図られ、令和4年時点で全国3位となっています。



出展：秋田県農林水産部農林政策課調べ

5) 農業法人等の育成

農業法人数は955法人まで増加しており、ほ場整備による営農条件の改善・向上と経営面積の拡大は、経営体の育成において非常に重要な役割を果たしています。



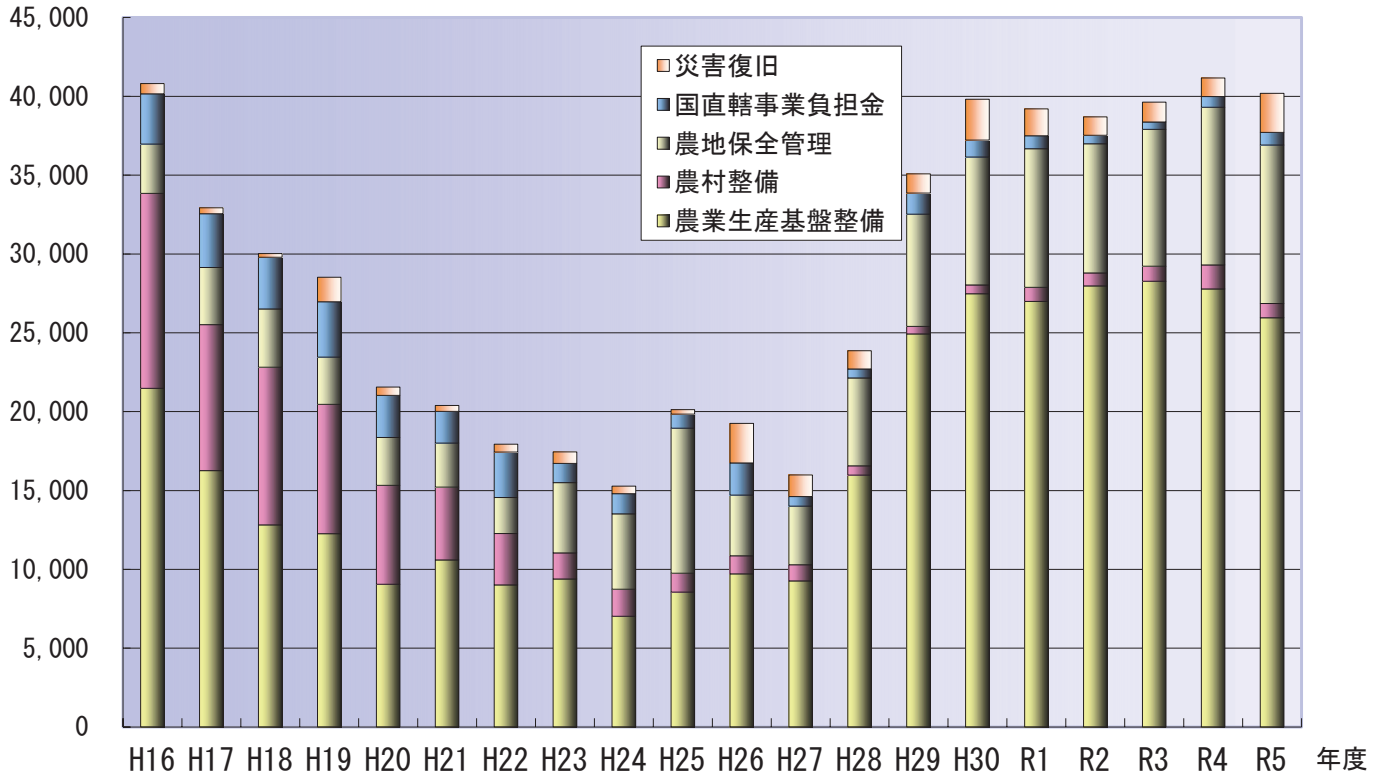
出展：秋田県農林水産部農林政策課調べ

出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

4 秋田県農業農村整備の現状

1) 農業農村整備関係予算の推移

(百万円)



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農業生産基盤整備	21,483	16,263	12,817	12,258	9,052	10,601	9,017	9,394	7,024	8,562
農村整備	12,363	9,261	10,003	8,207	6,281	4,612	3,256	1,650	1,715	1,196
農地保全管理	3,127	3,619	3,695	2,998	3,030	2,799	2,286	4,454	4,784	9,193
小計	36,973	29,143	26,515	23,463	18,363	18,012	14,559	15,498	13,523	18,951
国直轄事業負担金	3,183	3,414	3,281	3,514	2,675	2,010	2,886	1,226	1,281	898
災害復旧	653	373	230	1,553	522	368	491	728	472	280
合計	40,809	32,930	30,026	28,530	21,560	20,390	17,936	17,452	15,276	20,129
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
農業生産基盤整備	9,711	9,267	15,980	24,935	27,485	26,995	27,978	28,270	27,787	25,959
農村整備	1,148	1,024	582	471	556	890	827	955	1,523	905
農地保全管理	3,852	3,718	5,575	7,121	8,106	8,796	8,184	8,685	9,997	10,044
小計	14,711	14,009	22,137	32,527	36,147	36,681	36,989	37,910	39,307	36,908
国直轄事業負担金	2,034	608	571	1,336	1,077	816	543	467	682	808
災害復旧	2,515	1,376	1,157	1,217	2,590	1,707	1,165	1,251	1,172	2,479
合計	19,260	15,993	23,865	35,080	39,814	39,204	38,697	39,628	41,161	40,195

県では、担い手への農地集積と水田の大区画化や排水対策等の複合型生産構造への転換に必要な農業生産基盤整備を重点的に推進しているほか、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保するため、頭首工、ため池、用排水路等の農業水利施設の補修・更新等を計画的に実施しています。

こうした中、本県の令和5年度の農業農村整備予算は、402億円となっており、地元要望に十分にえられる規模となっています。

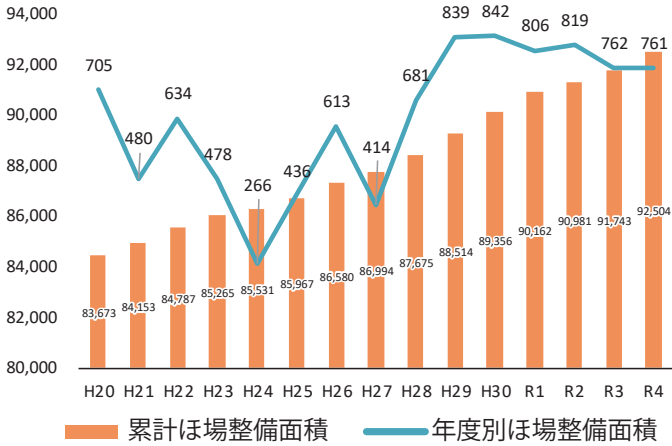
特に、ほ場整備を始めとした農業生産基盤整備については、全体の約2/3に相当する260億円の予算を確保し、重点的に実施しています。

2) 水田の整備

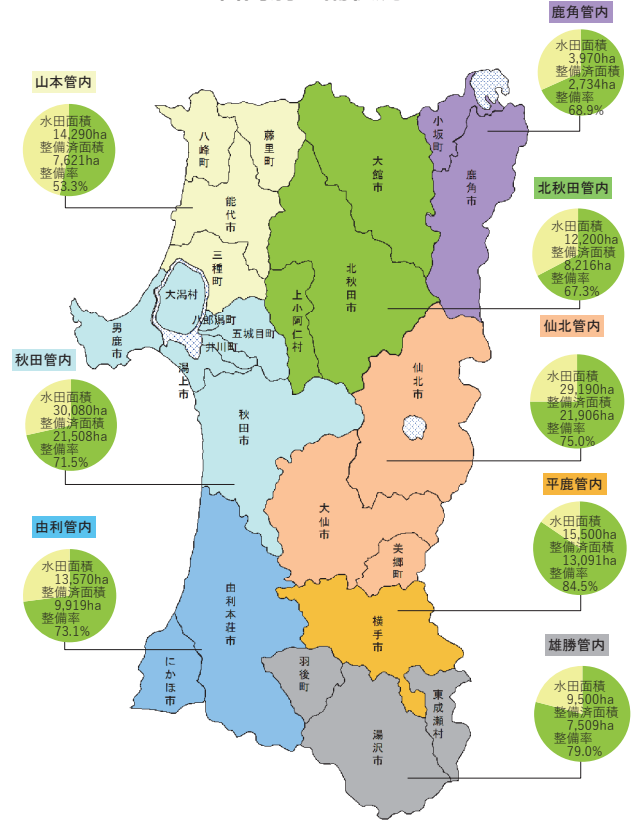
ほ場整備事業等の推進により、令和4年度末までに県内の水田面積の72.1% (92,504ha) が30a以上に整備され、農業生産性の向上に大きく寄与しています。

管内別では、平鹿管内が84.5%と最も高く、山本管内などの県北地域の整備率は低い傾向となっています。

ほ場整備の実施状況



管内別整備状況



整備面積の内訳

水田面積 (A)	128,300ha		
整備済み面積 (B)	92,504ha		
水田整備率 (B/A) =	72.1%		
大区画 (1ha以上) 22,244ha (17.3%)	大区画以外 (30a以上1ha未満)	70,260ha (54.8%)	
	(30a以上50ha未満)	(50a以上1ha未満)	
	60,502ha (47.2%)	9,758ha (7.6%)	

出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

3) 水利施設の整備

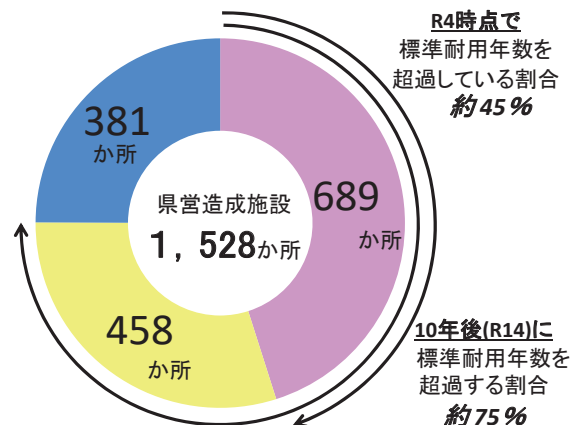
県内の基幹的な農業水利施設（県営造成施設）1,528か所のうち、45%が標準耐用年数を超過しているほか、10年後には75%に増加する見込みとなっています。

上記の水利施設に関しては、計画的な長寿命化対策が必要となっており、施設管理者の意向や現地診断等の結果に基づいた対策工事等を実施しています。

基幹的農業水利施設の内訳

	基幹的農業水利施設数			
	頭首工	揚排水機	用排水路	
施設総数	1,528	186	380	962
耐用年数超過施設数 (R4)	689	28	326	335
耐用年数超過施設数 (R14)	1,147	87	376	684

基幹的農業水利施設の標準耐用年数超過状況



出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

4) 農業用ため池の整備

県内の農業用ため池は令和4年度末時点で2,672箇所あり、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月）」の制定を受け、このうち1,049箇所が防災重点農業用ため池に指定されています。

県では防災工事等推進計画に基づき、計画的に劣化状況評価や対策工事等を実施しています。

防災重点農業用ため池の内訳

<選定基準別内訳>

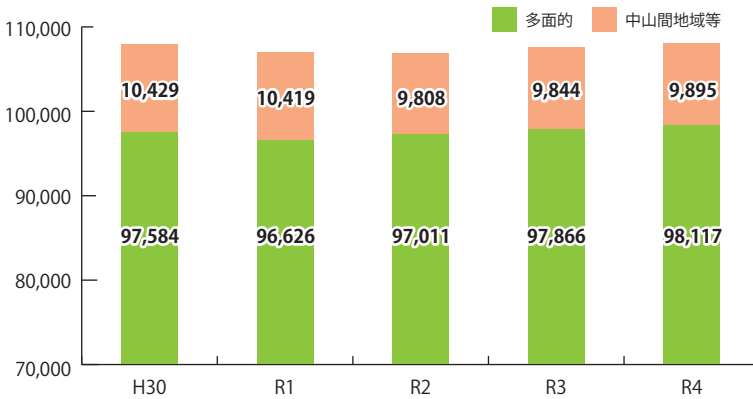
ア	ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの	347箇所
イ	ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1,000m ³ 以上のもの	388箇所
ウ	ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m ³ 以上のもの	260箇所
エ	上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの	54箇所



出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

5) 日本型直接支払交付金を活用した農地の保全

農地保全面積推移
(多面的機能支払と中山間地域等直接支払の取組面積)



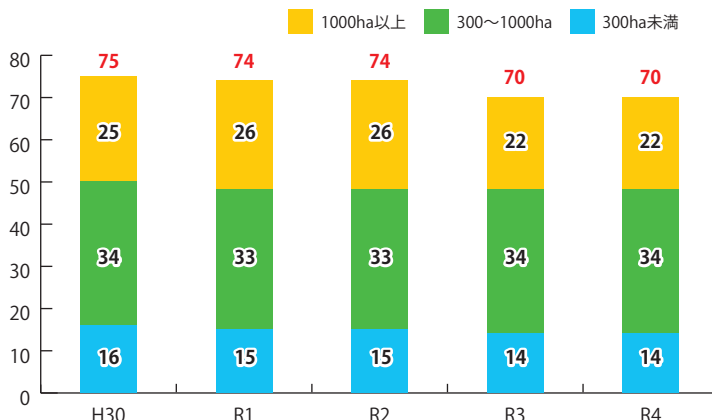
県内農地146,300haの71%を占める103,256haで多面的機能支払交付金と中山間地域直接支払交付金を活用した地域の共同活動が実施され、農地の保全等を通じて多面的機能の維持・発揮が図られています。

※左記取組面積のうち、4,756haは重複あり。

出展：秋田県農林水産部農山村振興課調べ

6) 合併促進による土地改良区の運営基盤強化

土地改良区数の規模別推移



土地改良区が管理する面積は全県の農地の約7割を占めています。

令和4年度末時点の土地改良区数は70であり、統合整備によって運営基盤の強化を図っています。

出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

5 秋田県農業農村整備実施方針

秋田県が定める「新秋田元気創造プラン」及び「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」に掲載された農業農村整備分野の取組を抽出・補完し、農林水産省が定めた「土地改良長期計画」と整合を図りながら、本県農業農村整備事業の方針を明らかにする「秋田県農業農村整備実施方針（令和4年度～令和7年度）」に基づき、秋田県の農業・農村が目指す姿の実現に向け、各種施策・取組を実施しています。

目指す姿

持続可能で力強い農業

- ほ場整備を契機とした農地集積と産地形成
- 水田汎用化による高収益作物の生産拡大
- スマート農業に対応した生産基盤
- 農業水利施設の保全管理による安定的な用水供給
- ICT等を活用した効率的な水管理

いきいきと住み続けられる農山村

- 地域特産物のブランド化による農業所得の確保
- 地域資源を生かした新ビジネスの展開
- 農泊の推進等による交流人口の拡大
- 半農半X等の多様な担い手の確保
- 地域インフラ等の整備による暮らしやすい環境

安全・安心な農業・農村

- 安全・安心が確保された農業・農村
- 恒久的に地域を支える土地改良区
- 農村の有する多面的機能の維持・発揮
- 農地等の保全と有効活用
- 里地里山の優れた農村景観や地域資源の保全・継承

目指す姿の実現に向け、3つの方針により農業農村整備実施方針を構成し、各種施策・取組を展開

方針1 食料供給力の強化 ～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

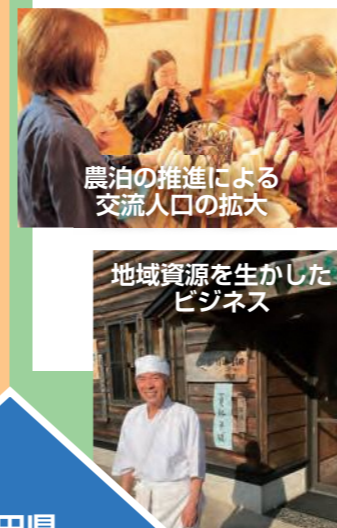
- 施策1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進
- 取組1 ほ場整備の計画的な推進
 - 取組2 地域を担う農業法人等への農地集積・集約化の推進
 - 取組3 水田汎用化の推進と高収益作物の取組強化
 - 取組4 スマート農業の普及拡大に向けた基盤整備と導入支援

- 施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備
- 取組1 農業水利施設の戦略的な保全管理や更新・整備
 - 取組2 ICT等を活用した水管理の効率化
 - 取組3 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー導入の促進



方針2 農山村の活性化 ～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

- 施策1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開
- 取組1 中山間地ならではのキラリと光る地域特産物のブランド化
 - 取組2 地域資源を生かした農山漁村発新ビジネスの創出
- 施策2 農山村を支える地域活力の創出
- 取組1 農泊の推進や地域づくり活動による関係人口の拡大
 - 取組2 新たな兼業スタイルによる定住等の促進
 - 取組3 地域活性化に向けた活動を支援する人材や運営組織の育成
- 施策3 快適に暮らす農村インフラの整備
- 取組1 農業集落排水施設の集約・再編及び更新整備
 - 取組2 情報通信環境の整備による農村DXの促進



秋田県
農業農村整備実施方針
【R4～R7】
3方針に基づき各施策を展開

方針3 農村環境の維持・向上 ～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

- 施策1 安全・安心を実現する農村防災力の強化
- 取組1 防災重点農業用ため池の計画的な防災・減災対策
 - 取組2 農業用ため池や田んぼダム等を活用した流域治水対策の促進
- 施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化
- 取組1 合併促進による運営基盤強化
 - 取組2 関係機関と連携した土地改良事業推進体制の構築

- 施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮
- 取組1 農地・農業用施設の適切な保全管理や営農継続への支援
 - 取組2 遊休農地の発生防止及び再生利用の促進
 - 取組3 「守りたい秋田の里地里山50」認定地域における保全活動等の支援



6 秋田県農業農村整備実施方針と関連事業

方針 1

食料供給力の強化

～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

施策1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進

農地集積加速化基盤整備事業、農地中間機構関連ほ場整備事業

高収益作物関連支援事業

農地耕作条件改善事業（簡易型）

農用地等集団化事業（経営体育成促進換地等調整事業）

戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備

かんがい排水事業

基幹水利施設ストックマネジメント事業

団体営農業水路等長寿命化事業

農村防災力強化総合支援事業

小水力発電施設整備事業

県営造成施設等突発事故復旧支援事業

土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設リスク管理強化対策事業

方針 2

農山村の活性化

～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

施策1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開

施策2 農山村を支える地域活力の創出

未来へつなぐ元気な農山村創造事業

元気な農山村人材・組織育成事業

あきたの農山村を支える活力創造事業

施策3 快適に暮らす農村インフラの整備

農業集落排水事業

〈再掲〉農村防災力強化総合支援事業

方針 3

農村環境の維持・向上 ～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

施策1 安全・安心を実現する農村防災力の強化

- ため池等整備事業
- 農地地すべり対策事業
- 特定農業用管水路等特別対策事業
- 公害防除特別土地改良事業
- 農地・農業用施設災害復旧事業
- 農地・農業用施設小災害復旧支援事業
- 災害時等農業用排水機能確保支援事業
- 〈再掲〉日本型直接支払交付金（多面的機能）
- 〈再掲〉農地集積加速化基盤整備事業、農地中間機構関連ほ場整備事業

施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化

- 土地改良区統合整備促進事業
- 土地改良施設・財務等維持管理強化支援事業
- 農業水利管理体制強化支援事業（土地改良区区域拡大支援事業）

施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 日本型直接支払交付金（多面的機能）
- 日本型直接支払交付金（中山間地域等）
- 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業
- 遊休農地再生利用事業
- 〈再掲〉元気な農山村人材・組織育成事業
- 〈再掲〉あきたの農山村を支える活力創造事業

その他事業

- 国営土地改良事業（国営農業用水再編対策事業、国営かんがい排水事業）

7 農業農村整備事業の実施状況

方針 1 食料供給力の強化～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

「あきた型ほ場整備」を始めとした生産基盤整備の取組により、複合型生産構造への転換を加速化し、持続可能で力強い農業の実現を後押しします。

「あきた型ほ場整備」については、「9. ピックアップ」へ！

施策 1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進

1) 農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業 通称：ほ場整備事業

ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業を確立します。



整備前

野村地区（男鹿市）



整備後

〈ほ場整備前の問題点〉

- ほ場が分散し区画も小さく、農作業の効率が悪い…
- 用排水兼用の土水路で維持管理が大変…
- 農道が狭く、作業車の運転がしづらい…
- 田んぼの排水性が悪く、高収益作物の導入が困難…

〈ほ場整備により問題点を改善〉

- 区画の整理・拡大
- 用水路・排水路の分離
- 暗渠排水の整備、地下かんがいシステムの導入
- 効率アップ・生産コスト削減
- 維持管理労力削減
- 高収益作物への挑戦が可能に

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	59	58	62	70	69
事業費(百万円)	21,729	21,357	23,928	20,811	21,294

2) 高収益作物関連支援事業

ほ場整備事業実施地区において、事業計画策定段階から営農定着に必要なハード事業とソフト事業を組み合わせ一括支援することで、水稲から高収益作物への転換を推進しています。



金沢地区（美郷町）

ハード事業（土層改良）

ストーンクラッシャーによる石礫破碎

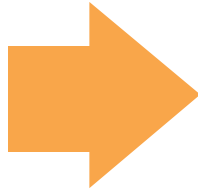
実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	11	14	15	9	9
事業費(百万円)	29	53	84	66	51

3) 農地耕作条件改善事業（簡易型）

区画狭小や排水不良など地域が抱える課題の解決に向け、農業者の自力施工も活用しながら、農地の区画拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進しています。



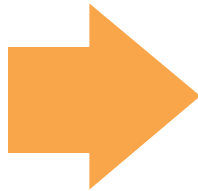
区画拡大



区画が拡大され
効率の良いほ場に！



暗渠排水



水はけの
いいほ場に！



実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	13	16	10	12	15
事業費(百万円)	895	1,277	746	1,033	992

4) 農用地等集団化事業（経営体育成促進換地等調整事業）

土地改良事業の換地計画の樹立、換地処分の実施を円滑に行うための土地の権利関係に係る調査、換地に係る合意形成の促進や地域の農用地利用計画の確立にかかる費用を助成しています。

【 必須業務 】

- 地区内農地等状況調査
- 合意形成促進
- 地区内アンケート調査
- 地域営農構想作成
- 換地設計基準作成

【 選択業務 】

- 農用地集団化促進基本計画作成
- 従前地面積測定
- 財産管理制度活用
- 地区内ゾーン設定調整
- 経営体育成方針作成
- 創設農用地・増歩換地調整
- 非農用地換地関係調整
- 交換分合基準含み換地調整
- 換地計画素案作成
- 経営体育成換地調整
- 公図等転写連続図作成
- 権利者確認調査（追跡）

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	7	7	7	9	19
事業費(百万円)	18	25	29	38	118

5) 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

大豆やえだまめなどの戦略作物の品質や収量の向上により、収益を増加させるため、地域の実情に応じたきめ細やかな整備を実施しています。

①農地整備型

暗渠排水やもみがら補助暗渠等による排水対策の強化を図り、戦略作物の生産に必要な農地条件を整備します。

②水利施設整備型

用排水路や付帯施設等の整備・更新を行い、営農の効率化を図り、戦略作物への取組を促進します。

③高収益作物転換型

高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を行います。



暗渠排水の整備



排水路の整備

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	10	11	6	2	1
事業費(百万円)	282	394	158	87	48

施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備

1) かんがい排水事業

基幹的な農業水利施設である頭首工や用排水機、幹線用排水路等の整備により、安定的・効率的な農業用水の確保や排水改良など農業生産の基盤となる水利条件の改善を図ります。



事業実施前



事業実施後

蛭野・角間川堰地区(横手市、大仙市)

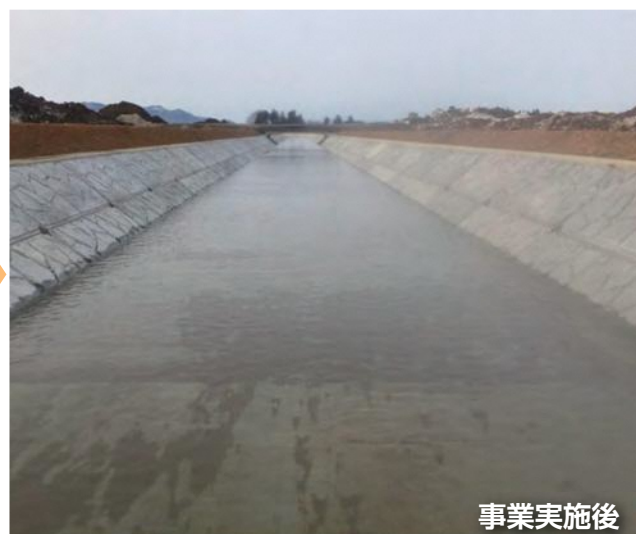
実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	2	2	3	4	5
事業費(百万円)	307	1,081	1,067	522	1,182

2) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

県営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の機能診断や保全対策計画を策定し、その計画に基づいた保全対策工事を行い、施設の長寿命化を図っています。



事業実施前



事業実施後

三ヶ村堰川西地区(横手市)

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	27	26	29	26	20
事業費(百万円)	1,216	1,226	1,255	1,298	2,415

3) 団体営農業水路等長寿命化事業

農業水利施設の老朽化に対応するための長寿命化対策や水管理の労力軽減に係る取組を支援しています。

実施状況	R 3	R 4	R 5
地区数	4	25	34
事業費(百万円)	25	87	324

4) 農村防災力強化総合支援事業

農業従事者の減少や高齢化等により、水利施設の維持管理体制が弱体化しているほか、近年の集中豪雨の多発により、農業被害等が発生しています。このような状況を踏まえ、農業用ため池や用排水路の管理施設における遠方監視・操作設備や、情報通信環境の整備を支援し、施設管理の省力化や防災力の向上を図ります。

実施状況	R 4	R 5
地区数	2	2
事業費(百万円)	38	58

5) 小水力発電施設整備事業

農業水利施設を活用した小水力発電を導入し、その売電収入により農業水利施設等の維持管理費軽減を図ります。



仙平美郷本堂地区（美郷町）

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	4	4	3	3	2
事業費(百万円)	66	188	308	283	140

6) 県営造成施設等突発事故復旧支援事業

国営・県営事業で造成した施設において、パイプラインや揚水機等、日常管理の中で、目視困難な施設に、突発的な事故が発生した場合、早期に復旧し営農の継続を図るため、一定の基準以上の復旧工事について支援します。



事業実施前



事業実施後

能代1地区（能代市）

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	24	27	18	16	—
事業費(百万円)	23	36	31	23	22

7) 土地改良施設維持管理適正化事業

農業水利施設の機能維持と効率的な活用を図るため、水門・揚水機・頭首工などの整備補修に要する資金を計画的に積み立て、適時適切な整備による施設の長寿命化を支援しています。



事業実施前



事業実施後

蛭藻地区(横手市)

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	23	27	25	28	20
事業費(百万円)	62	63	61	57	53

8) 土地改良施設リスク管理強化対策事業

土地改良区等が管理する施設において使用されていたコンデンサ、変圧器等のPCBを含む廃棄物を処理するにあたり、当該廃棄物を処理機関まで運搬する経費に対して助成しています。



PCB 廃棄物搬出の様子

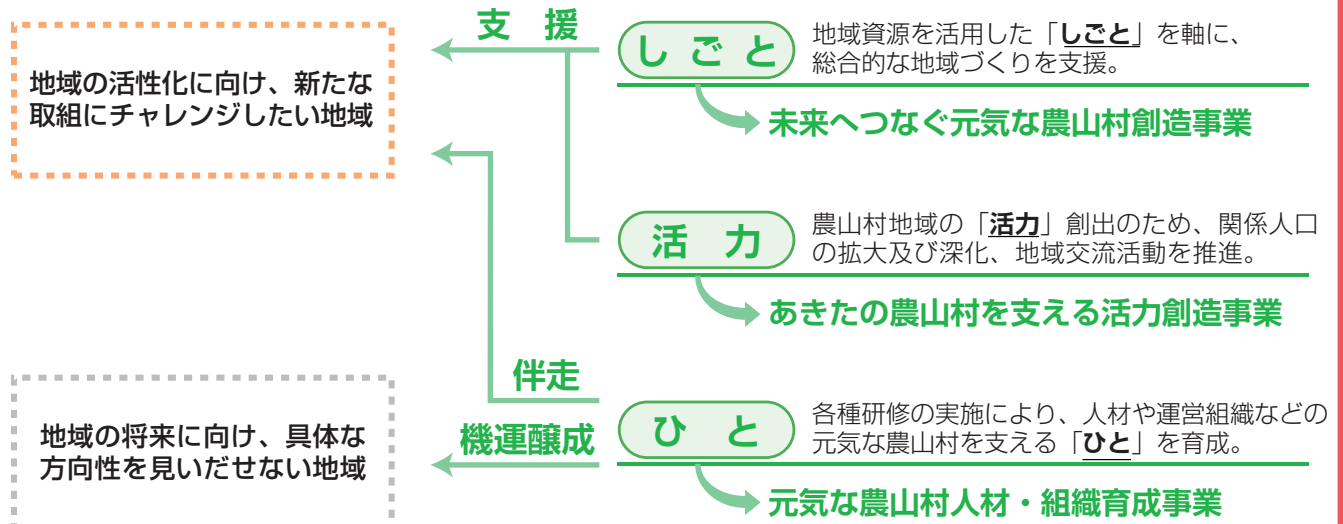
実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	1	5	2	1	1
事業費(千円)	378	2,846	451	165	363

方針 2 農山村の活性化～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

地域の魅力を生かした新ビジネスの創出や、多様な人材の参画を促進し、地域の活性化を図り、笑顔でいきいきと住み続けることのできる農村地域を目指します。

秋田県における農山村振興施策の展開方針

- 新たな取組にチャレンジする地域を「しごと」「活力」の観点から支援
- 全ての地域を対象に「ひと」づくり（人材育成）の観点から支援



施策 1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開

1) 未来へつなぐ元気な農山村創造事業 (しごと)

人口減少や高齢化が進行する農山漁村地域において、多様な人材の参画のもとで地域資源を生かした地域活性化を目指すプランづくりから、地域特産物のブランド化や地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新ビジネスの創出までを総合的に支援し、所得向上と雇用の確保を図り元気で持続的な農山村を目指します。



ブルーコーンチップス



収穫されたブルーコーン

地域特産物であるブルーコーンを活用した取組
(鹿角市：鹿角タコス)

支援内容

- 地域資源を生かした地域活性化を目指すプランの策定
- キラリと光る地域特産物の創出
- 「地域資源」×「他分野」＝新ビジネスの創出

実施予定	R4	R5
地区数	3	12
事業費 (百万円)	4	21

施策2 農山村を支える地域活力の創出

1) あきたの農山村を支える活力創造事業 **活 力**

地域の食や伝統文化、里地里山や水辺環境などの地域特性を生かした都市との交流活動や新しい兼業スタイル（半農半X）、農家民宿や農家レストランなどといった農泊等の多様なライフスタイルの実現に向けた体制づくり等、地域住民が主体となった取組を支援し、農地の維持及び中山間地域の活性化を図ります。

実施状況	R4	R5
農村関係人口（人）	8,800	9,600
事業費（百万円）	34	51

支援内容

- 「半農半X」など新たな兼業スタイルの促進
- 農泊ビジネスへの起業支援
- 食や伝統文化、棚田などの地域資源を生かした交流活動
- 里地里山の魅力・情報発信



半農半X



農家民宿



里地里山認定地域での交流活動

2) 元気な農山村人材・組織育成事業 **ひ と**

農山村地域の活性化を図るため、農村資源を活用した地域活動に取り組む人材や組織（農業・観光・地域交流活動等）の裾野拡大、自治体職員等支える側のスキルアップ及び同じ志を持つ者同士のネットワークづくり等を狙いとする各種研修を実施します。

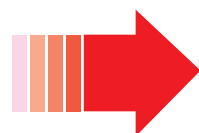


人材育成研修（AKITA RISE）

実施予定	R4	R5
サポート人材確保数（人）	10	20
事業費（百万円）	10	9

支援内容

- 地域活性化活動に飛び込む者の裾野拡大
- 地域の新たなプロジェクトに対する伴走支援
- 県内他地域に助言するサポート人材の発掘・養成



詳細は

「9. ピックアップ」へ!

施策3 快適に暮らす農村インフラの整備

1) 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等を行います。

実施状況	R1	R2	R3	R4	R5
地区数	15	13	9	10	11
事業費(百万円)	845	790	405	793	469

方針 3 農村環境の維持・向上～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進し、農村地域の強靱化を図ることで、頻発化する自然災害から「農業」・「農村」を守り継ぎます。また、農村が有する多面的機能の発揮に向け、地域の共同活動や里地里山の保全を推進します。

施策 1 安全・安心を実現する農業防災力の強化

1) ため池等整備事業

農地及び農業用施設等の防災・減災対策として、ため池整備、用排水施設整備、農業用河川工作物等応急対策及び湛水防除などを行っています。

① ため池整備

老朽化した農業用ため池について、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命、人家、公共施設等の安全を確保するために、堤体や洪水吐等の整備を行っています。



事業実施前



事業実施後

切畑地区（湯沢市）

② 用排水施設整備

自然状況等の変化により早急に整備を要する頭首工、揚排水機場、水路等の用排水施設について、溢水被害等の発生を未然に防止するため、改修や補強工事を行っています。



事業実施前



事業実施後

真崎堰地区（潟上市、五城目町、井川町）

③農業用河川工作物等応急対策

河川洪水等の自然災害から、近隣流域の安全を確保するため、頭首工等の河川工作物の補修や補強等を行っています。



戸村地区（五城目町、八郎瀧町）

④湛水防除

湛水被害を生じる恐れのある地域で、被害を防止するために排水機場の整備を行っています。



天王東地区（潟上市）

実施状況		R1	R2	R3	R4	R5
ため池等整備事業	地区数	51	57	58	53	55
	事業費（百万円）	3,604	3,674	4,314	4,918	5,816
ため池整備	地区数	28	30	32	28	28
	事業費（百万円）	1,909	1,478	1,752	1,593	1,712
用排水施設整備	地区数	6	7	4	5	5
	事業費（百万円）	621	524	396	1,106	1,090
農業用河川工作物等応急対策	地区数	11	13	14	12	12
	事業費（百万円）	777	592	430	790	1,076
湛水防除	地区数	6	7	8	8	10
	事業費（百万円）	297	1,080	1,736	1,429	1,938

※事業費の合計は端数処理の関係で一致しない場合があります。

2) 農地地すべり対策事業

地すべり防止区域において、水抜きボーリングや法面保護工などの地すべり防止対策工事を行い、農地や農業用施設等への被害を防止しています。



事業実施前

堪忍沢地区（鹿角市）



事業実施後

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	6	4	3	2	2
事業費(百万円)	185	86	65	29	17

3) 特定農業用管水路等特別対策事業

石綿（アスベスト）を含有する製品の老朽化に伴い、石綿に起因する健康被害等を未然に防止するために、管水路の更新など、必要な対策を行っています。



事業実施前

面瀧地区（八郎瀧町）



事業実施後

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	4	4	1	2	2
事業費(百万円)	539	223	73	87	105

4) 公害防除特別土地改良事業

カドミウム等の重金属により汚染された農用地に客土工事等を実施しています。

実施状況	H30	R 1	R 2
地区数	1	1	1
事業費(百万円)	151	52	64



鹿角第二地区(鹿角市)

5) 農地・農業用施設災害復旧事業

豪雨災害等により被災した農地・農業用施設の復旧等を行います。

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	270	15	23	9	321
事業費(百万円)	576	26	103	198	1,113



待合地区(秋田市)

6) 農地・農業用施設小災害復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業の対象とならない小規模な農地や農業用施設の災害復旧を行います。

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	41	13	81	522	770
事業費(百万円)	4	25	8	54	89

施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化

1) 土地改良区統合整備促進事業

土地改良区の合併計画樹立に要する経費や合併による業務運営合理化等に要する経費に対して助成し、土地改良区の統合整備を促進します。



実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	3	3	2	0	0
事業費(百万円)	4	12	8	0	0

2) 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業

土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化のため、秋田県土地改良事業団体連合会を通じ、国や県、市町村、学識経験者等からなる各種委員会を設け土地改良区管理施設の診断や管理の指導のほか、複式簿記の有効活用や換地業務等に対する指導・助言を行い土地改良区を支援しています。

対象とする活動例

- ・管理運営体制強化委員会
- ・土地改良施設の診断・管理指導等
- ・財務管理強化相談業務
- ・換地選定手法指導
- ・換地技術向上研修

3) 農業水利管理体制強化支援事業(土地改良区区域拡大支援事業)

地域全体の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化等を目的とし、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用について市町村と協調して助成し、土地改良区の管理区域の拡大を促進します。

実施状況	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地区数	1	6	4	2	5
編入面積(ha)	23.9	287.0	155.6	87.0	257.2
事業費(千円)	150	2,045	1,198	686	2,020

施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮

1) 日本型直接支払（多面的機能）

農村の過疎化・高齢化・混住化の進行に伴い集落機能が低下してきた状況に対し、地域住民による農地・農業用水等の資源の適切な管理と、地域の繋がりを守るための活動を支援します。



多面的機能支払（農地維持支払）の活動

水路の草刈り（大仙市）



多面的機能支払（資源向上支払）の活動

水路の補修（大館市）

実施状況	R4（実績）			R5（計画）		
	市町村数	組織数	取組面積 (ha)	市町村数	組織数	取組面積 (ha)
多面的機能支払	25	994	98,117	25	1,010	99,000
農地維持支払	25	994	98,117	25	1,010	99,000
資源向上支払（共同活動）	25	887	91,546	25	887	92,000
資源向上支払（長寿命化）	13	208	19,193	13	222	10,600

2) 日本型直接支払（中山間地域等）

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を図るため、農用地の保全や多面的機能の確保、遊休農地の発生防止の活動を支援します。



ドローンによる雑草防除（由利本荘市）



農道の管理（湯沢市）

実施状況	R4（実績）			R5（計画）		
	市町村数	組織数	取組面積 (ha)	市町村数	組織数	取組面積 (ha)
中山間地域等直接支払	22	486	9,895	22	510	10,300

3) 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

過疎、高齢化等を起因とする担い手不足により耕作放棄地の増加や施設の老朽化が著しい中山間地域において、地域コミュニティを維持しつつ、安心して地域農業に取り組むため、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備や水田の畑地化を支援します。



事業実施前



事業実施後

大谷・小沢地区（湯沢市）

	R1	R2	R3	R4	R5
地区数	14	14	13	12	7
事業費(百万円)	295	235	253	181	243

4) 県単遊休農地再生利用事業

過疎化や高齢化の進行による担い手不足を背景とした、遊休農地の急激な増加が、病虫害や鳥獣などによる農作物被害の発生要因となっていることから、遊休農地を解消し、担い手による農地利用を促進するための取組を支援します。



事業実施前



事業実施後

西木町上荒井地区（仙北市）

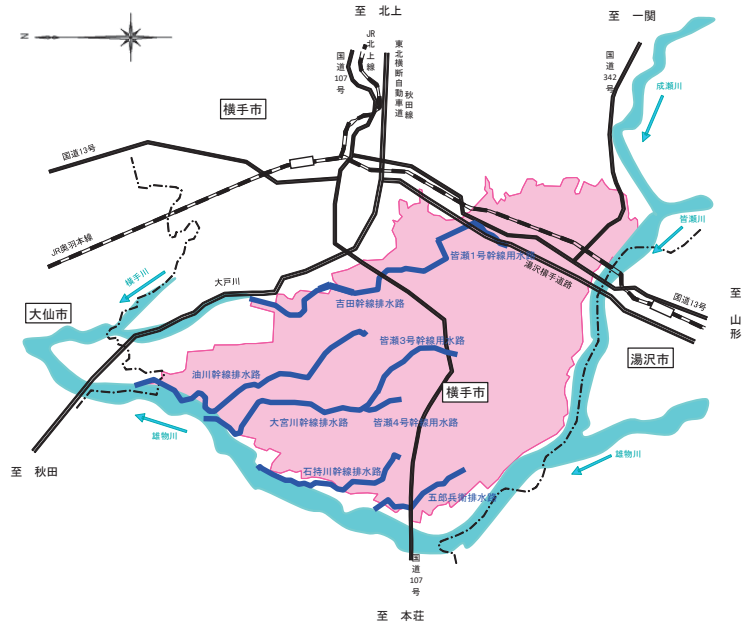
	交付単価上限(円/10a)
再生利用活動(雑木刈払・耕起等)	25,000
土壌改良材散布等	10,000
営農定着(肥料散布等)	10,000
暗渠排水、排水路等	50,000

1. 国営かんがい排水事業

1) 横手西部地区

近年の降雨形態の変化や土地利用の変化に伴った湛水被害等が発生しているほか、施設も造成後相当の年数が経過し老朽化が著しいことから、維持管理に多大な経費と労力を要しています。

事業の実施により、排水流入量の増加に対応した排水計画を構築し、老朽化した幹線排水路の改修により、湛水被害の防止及び維持管理の軽減を図ります。



事業実施前



事業実施後

吉田幹線排水路の改修

2) 旭川地区

施設の経年劣化等で農業用水の安定供給に支障を来しているほか、維持管理に多大な経費と労力を要しています。

施設改修や耐震化対策及び用水系統の再編に伴う取水施設の統廃合により、農業用水の安定供給と維持管理費用の軽減を図ります。



あいのダム (現況)

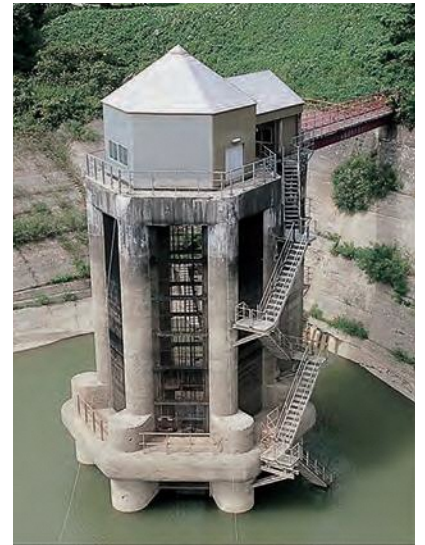
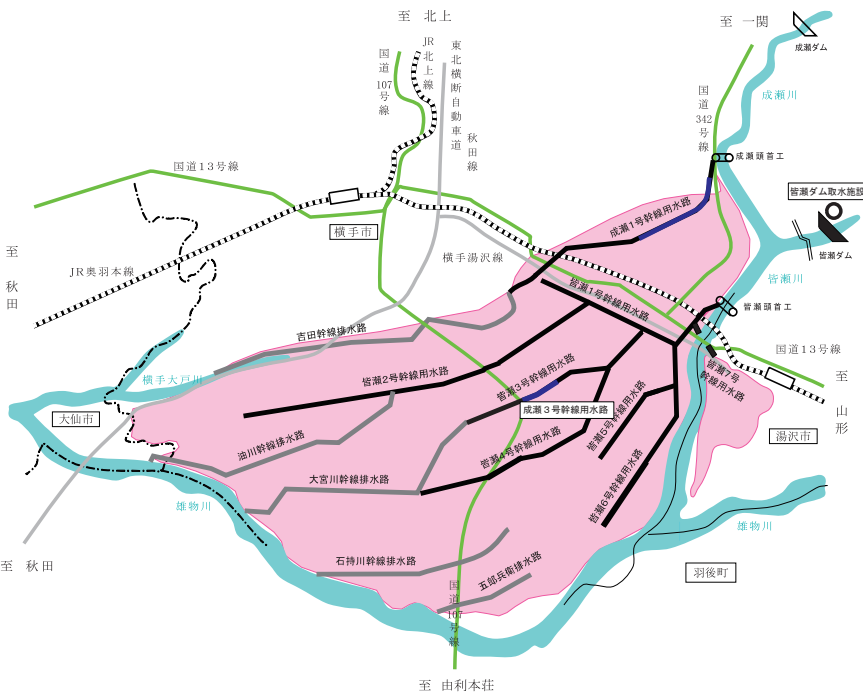


旭川左岸幹線用水路 (施工後)

3) 成瀬皆瀬地区

皆瀬取水塔の腐食の進行や幹線水路のコンクリートブロックの欠損等によって施設の性能低下が生じています。

基幹水利施設の機能の保全対策と耐震化を一体的に行い、農業用水の安定供給と維持管理費用の軽減を図ります。

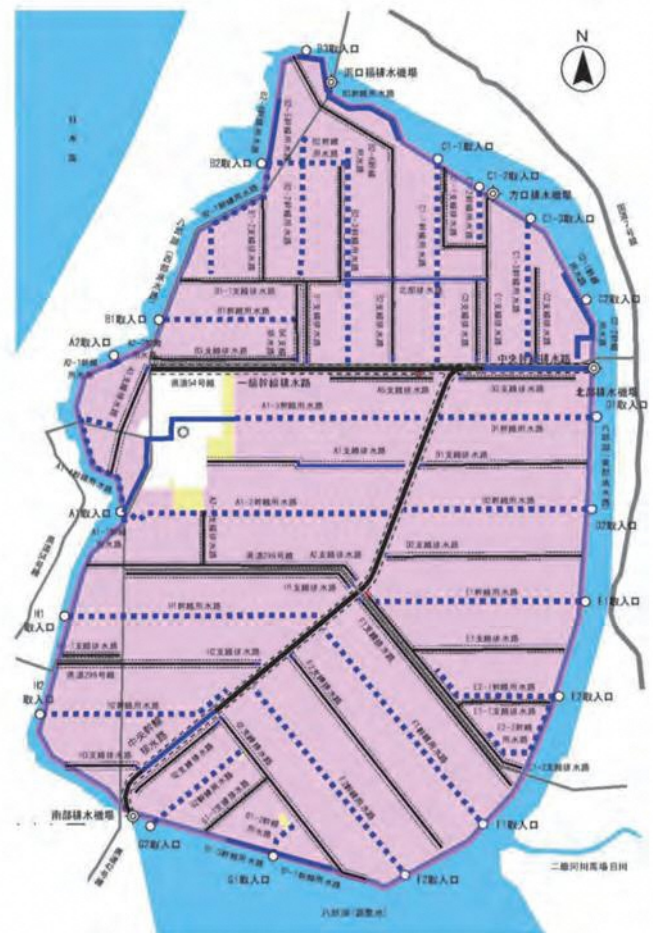


皆瀬ダム取水塔（現況）

4) 八郎潟地区

地区内の農業用排水路の老朽化や、軟弱地盤に起因する不等沈下により、用水の安定供給や施設の維持管理に支障を来しています。また、八郎湖の水質悪化が地域の大きな課題となっています。

幹線水路のパイプライン化や施設の更新により、農業用水の安定供給や排水機能の維持、維持管理の軽減、更には適切な揚水量の供給による水質保全を一体的に図ります。



E1 支線排水路沈砂池

2. 国営農業用水再編対策事業

1) 田沢二期地区

施設全体の老朽化が著しく、維持管理に多大な経費と労力を要しているほか、用水の安定供給に支障を来しています。

本事業により、頭首工等の基幹水利施設の改修と併せてかんがい用水の利用計画を見直し、農業用水の安定供給、施設の維持管理軽減及び地域用水機能の増進を図ります。

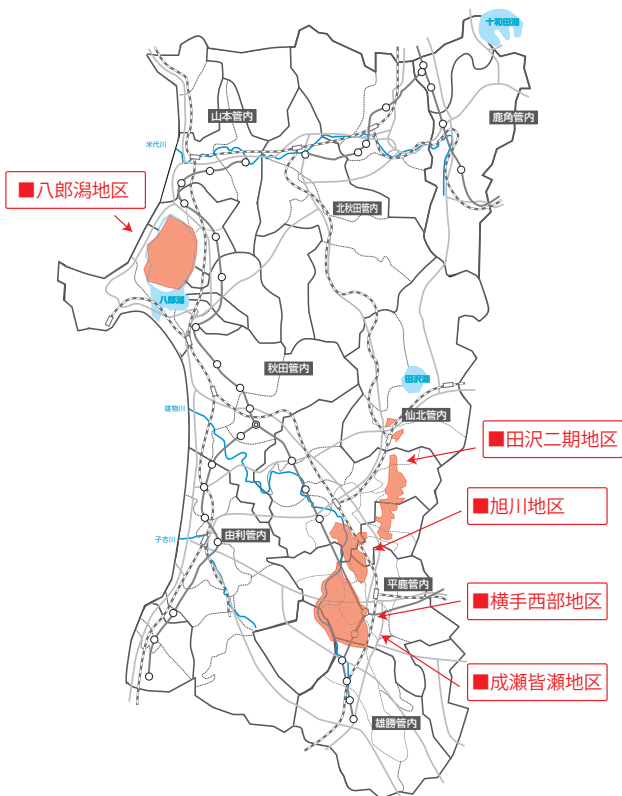


抱返頭首工（施工中）



第二田沢幹線用水路（施工後）

事業実施位置図・地区概要



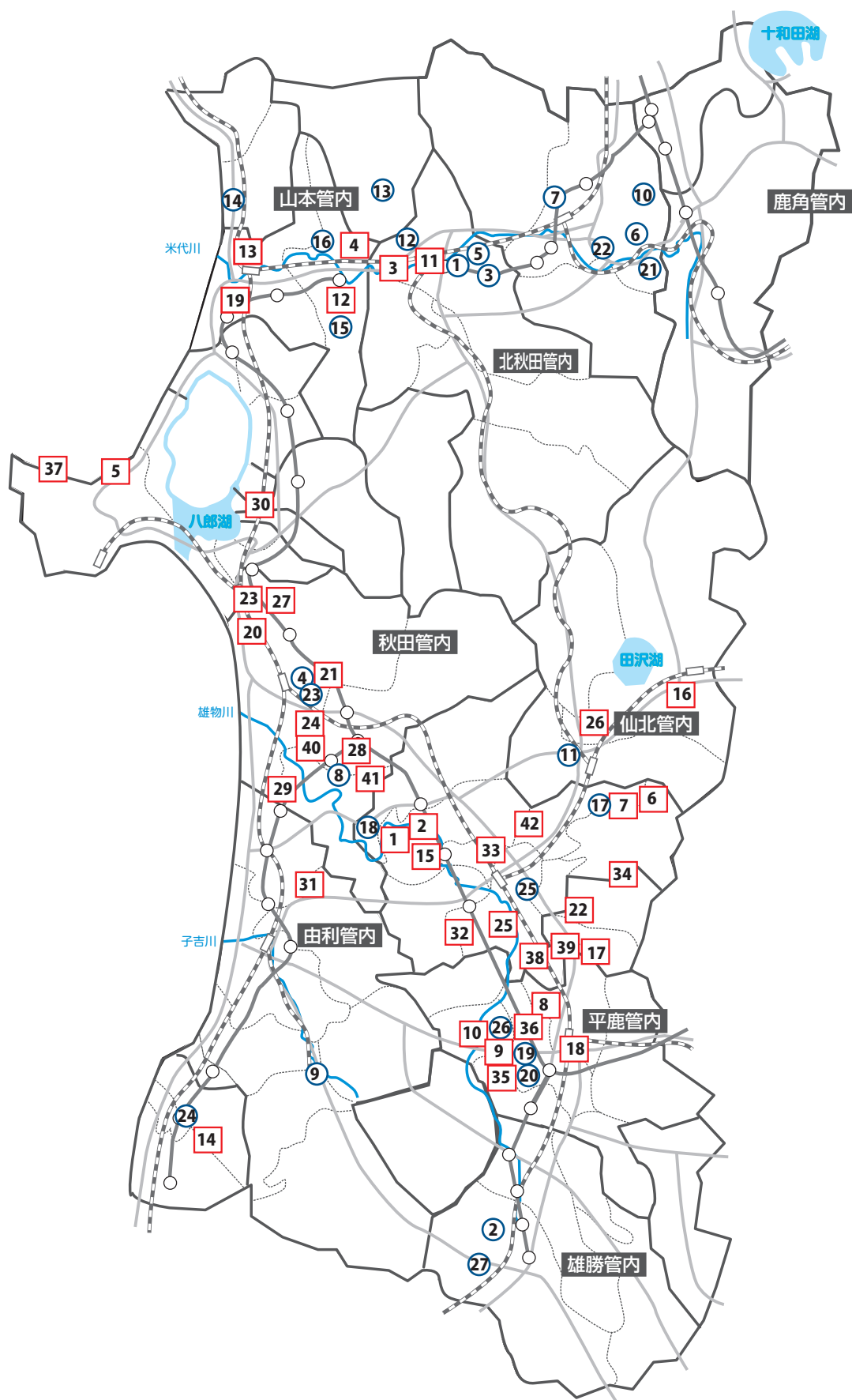
地区名	受益面積	工期	主要工事	総事業費 (億円)
横手西部	9,102ha 横手市(9,086ha) 大仙市(16ha)	H24～R6	幹線用排水路8路線 48.2km	336
旭川	3,159 ha 横手市(1,906ha) 大仙市(408ha) 美郷町(845ha)	H28～R9	あいののダム 1か所 頭首工 3か所 (新一の堰、新上堰、大戸川) 幹線用水路4路線 16.7km 水管理施設 1式	171
成瀬皆瀬	10,060 ha 横手市(9,536ha) 湯沢市(508ha) 大仙市(16 ha)	R1～R11	皆瀬取水塔 1か所 幹線用水路2路線 3.0km (成瀬1号、皆瀬3号)	93
八郎潟	11,733 ha 大潟村(11,733ha)	R3～R24	取入口 5か所 幹線用水路33路線 93.6km 幹線排水路23路線 11.1km (沈砂池 21か所) 水管理施設 1式	488
田沢二期	4,697ha 大仙市(1,831ha) 仙北市(604ha) 美郷町(2,262ha)	H23～R6	抱返頭首工 1か所 神代右岸取水口 1か所 第二田沢取水口 1か所 幹線用水路3路線 52.5km 支線用水路10路線 6.9km 水管理施設 1式	190

8 主な事業実施地区一覧表・位置図

(1) ほ場整備事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	関係団体	受益面積 (ha)	工期		全 事 業 量	体 事業費(千円)
					着工	完了		
(農地集積加速化基盤整備事業)								
1	強首	大仙市	大仙市西仙北土改区	352	H19	R5	区画整理 A=352ha	4,580,000
2	強首2期	大仙市	大仙市西仙北土改区	223	H20	R5	区画整理 A=223ha	3,071,000
3	下田平能	能代市	二ツ井町土改区	96	H25	R5	区画整理 A=96ha	3,255,000
4	荷上場	能代市	二ツ井町土改区	64	H27	R5	区画整理 A=64ha	1,527,000
5	五里合男	鹿上市	男鹿市五里合土改区	245	H27	R5	区画整理 A=245ha	6,719,000
6	大神成	大仙市	秋田県田沢疏水土改区	72	H27	R5	区画整理 A=72ha	1,754,000
7	齊	大仙市	秋田県田沢疏水土改区	253	H27	R5	区画整理 A=253ha	4,393,000
8	横手	横手市	秋田県南旭川水系土改区	356	H27	R5	区画整理 A=356ha	6,114,000
9	田ノ植	横手市	秋田県雄物川筋土改区	218	H27	R5	区画整理 A=218ha	4,280,000
10	平鹿高	横手市	秋田県雄物川筋土改区	140	H27	R5	区画整理 A=140ha	2,687,000
11	三ツ屋岱	北秋田市	北秋田市土改区	61	H28	R5	区画整理 A=61ha	1,443,000
12	小掛・鬼神	能代市	二ツ井町土改区	25	H28	R5	区画整理 A=25ha	783,000
13	東雲原	能代市	秋田県能代地区土改区	152	H28	R7	区画整理 A=135ha 他	3,991,000
14	畑	にかほ市	にかほ市土改区	116	H28	R5	区画整理 A=116ha	3,764,000
15	六合	大仙市	秋田県西仙北土改区	79	H28	R5	区画整理 A=79ha	3,078,000
16	生保内南	仙北市	仙北市	107	H28	R5	区画整理 A=105ha	2,691,000
17	金沢	美郷町・横手市	秋田県仙南土改区	405	H28	R6	かん排 L=80km 他	5,429,000
18	栄東	横手市	秋田県南旭川水系土改区	132	H28	R6	区画整理 A=132ha	2,978,000
19	河戸川・浅内	能代市	能代南土改区	251	H29	R6	区画整理 A=251ha	6,640,000
20	下新城笠岡	秋田市	新城川土改区	45	H29	R5	区画整理 A=45ha	1,051,000
21	大戸百崎	秋田市	秋田市上北手小山田土改区	35	H29	R5	区画整理 A=22ha 他	720,000
22	畑屋中央	美郷町・大仙市	美郷町千畑土改区	292	H29	R6	区画整理 A=292ha	6,419,000
23	金足西部	秋田市	新郷川土改区	229	H30	R6	区画整理 A=229ha	6,466,000
24	四ツ小屋北	秋田市	仁井田堰土改区	159	H30	R6	区画整理 A=159ha	3,631,000
25	内小友東	大仙市・横手市	山城水系・大仙市大曲土改区	197	H30	R6	区画整理 A=197ha	4,072,000
26	神代	仙北市	仙北市神代土改区	289	H30	R6	区画整理 A=273ha 他	7,033,000
27	金足東	秋田市	新城川土改区	169	R1	R7	区画整理 A=169ha	3,877,000
28	畑	秋田市	河辺郡芝野堰土改区	117	R1	R7	区画整理 A=117ha	3,099,000
29	下黒瀬	秋田市	雄和中央土改区	118	R1	R7	区画整理 A=118ha	2,579,000
30	高岳	五城目町・八郎湯町	戸村土改区	91	R1	R7	区画整理 A=91ha	2,785,000
31	松ヶ崎	由利本荘市	由利本荘市土改区	42	R1	R7	区画整理 A=42ha	1,642,000
32	内小友西	大仙市	大仙市大曲・山城水系土改区	157	R1	R6	区画整理 A=157ha	4,178,000
33	宮田福島	大仙市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	58	R1	R6	区画整理 A=58ha	1,249,000
34	鏡田南谷	地美郷町	秋田県仙北平野土改区	63	R1	R6	区画整理 A=63ha	1,435,000
35	浅舞北	部横手市	秋田県雄物川筋土改区	266	R1	R6	区画整理 A=266ha	5,066,000
36	下福	部横手市	秋田県雄物川筋土改区	37	R1	R6	区画整理 A=37ha	759,000
37	野村	男鹿市	男鹿市土改区	45	R2	R7	区画整理 A=45ha	1,216,000
38	太田南部	大仙市・美郷町	秋田県田沢疏水・秋田県仙北平野	347	R2	R8	区画整理 A=347ha	6,609,000
39	明田地野	際美郷町	秋田県田沢疏水土改区	113	R2	R7	区画整理 A=113ha	2,824,000
40	四ツ小屋南	秋田市	仁井田堰土改区	162	R3	R8	区画整理 A=162ha	3,785,000
41	戸島	秋田市	河辺郡芝野堰土改区	103	R3	R8	区画整理 A=103ha	2,834,000
42	杉沢柳	大仙市	秋田県西仙北土改区	67	R3	R8	区画整理 A=67ha	2,317,000
計	42 地区			6,545				144,823,000
(農地中間管理機構関連ほ場整備事業)								
1	堂ヶ岱	北秋田市	北秋田市土改区	22	H30	R5	区画整理 A=22ha	565,000
2	関ヶ口湯	沢市	湯沢雄勝土改区	26	H30	R5	区画整理 A=26ha	855,000
3	大八石堰	北秋田市	北秋田市土改区	15	H30	R6	区画整理 A=15ha	466,000
4	十八石堰	秋田市	仁井田堰土改区	18	H30	R5	区画整理 A=18ha	541,000
5	高野尻	北秋田市	北秋田市土改区	30	R1	R6	区画整理 A=30ha	847,000
6	浦内川	大館市	大館市土改区	54	R2	R7	区画整理 A=54ha	1,623,000
7	下内川西	大館市	大館市土改区	41	R2	R7	区画整理 A=41ha	963,000
8	鹿野戸沖	村秋田市	河辺郡芝野堰土改区	15	R2	R6	区画整理 A=15ha	445,000
9	小坂戸	由利本荘市	由利本荘市矢島町土改区	24	R2	R7	区画整理 A=24ha	901,000
10	雪沢	大館市	大館市土改区	21	R3	R8	区画整理 A=21ha	612,000
11	中川	仙北市	仙北市角館町土改区	82	R3	R8	区画整理 A=82ha	2,287,000
12	今泉	北秋田市	北秋田市土改区	25	R4	R9	区画整理 A=25ha	731,000
13	矢坂上野	藤里町	藤里町	12	R4	R9	区画整理 A=12ha	279,000
14	田中野	八峰町	八峰町沼田土改区	11	R4	R9	区画整理 A=11ha	260,000
15	二ツ井	能代市	二ツ井白神土改区	35	R4	R9	区画整理 A=35ha	999,000
16	種柳	能代市	能代市種土改区	15	R4	R9	区画整理 A=15ha	463,000
17	新	大仙市	秋田県田沢疏水土改区	90	R4	R9	区画整理 A=90ha	1,676,000
18	西鹿蟹	大仙市	秋田県協和土改区	23	R4	R9	区画整理 A=23ha	510,000
19	平鹿蟹	大仙市	秋田県雄物川筋土改区	38	R4	R9	区画整理 A=38ha	939,000
20	朴田荒	大仙市	秋田県雄物川筋土改区	41	R4	R9	区画整理 A=41ha	997,000
21	別所中	大館市	大館市土改区	28	R5	R10	区画整理 A=28ha	856,000
22	曲田中	大館市	大館市土改区	49	R5	R10	区画整理 A=49ha	1,329,000
23	仁井田東	秋田市	仁井田堰土改区	83	R5	R10	区画整理 A=83ha	1,938,000
24	象湯前川	にかほ市	にかほ市土改区	199	R5	R11	区画整理 A=199ha	6,752,000
25	花館高	大仙市	秋田県仙北平野土改区	47	R5	R10	区画整理 A=47ha	1,284,000
26	下吉田	横手市	秋田県雄物川筋土改区	49	R5	R10	区画整理 A=49ha	1,324,000
27	上院内	湯沢市	湯沢雄勝土改区	27	R5	R10	区画整理 A=27ha	817,000
計	27 地区			1,117				31,259,000
合計	69 地区			7,662				176,082,000

事業実施位置図

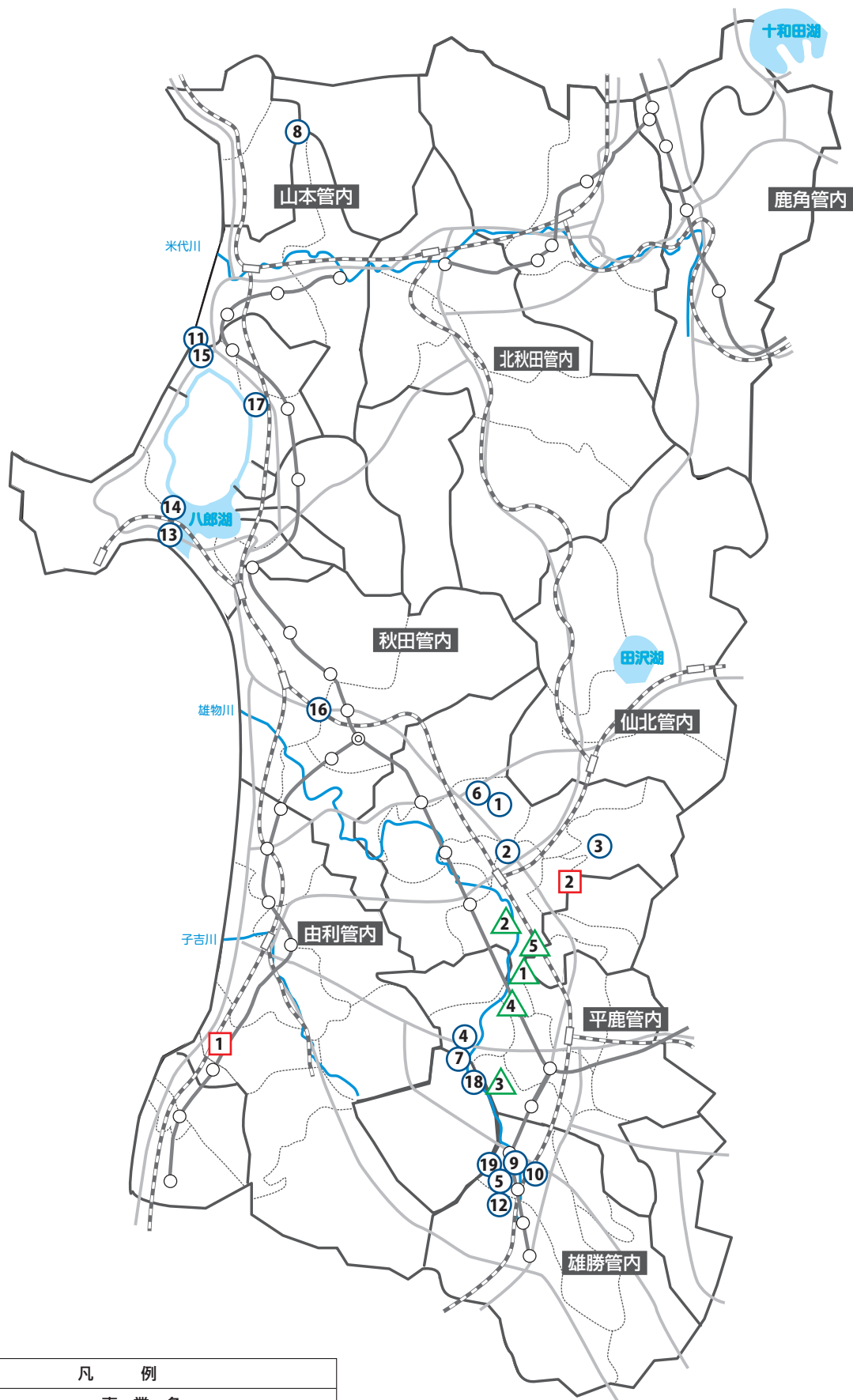


凡 例	
記号	事業名
□	農地集積加速化基盤整備事業
○	農地中間管理機構関連ほ場整備事業

(2) 水利整備事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	負担団体	受益面積 (ha)	工期		全 体	
					着工	完了	事業量	事業費(千円)
(基幹水利施設ストックマネジメント事業) 【予算補助】								
1	松倉堰1期	大 仙 市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	1,502	R1	R6	用水路整備補修 1式	952,000
2	仙北平野2期	大仙市、仙北市、美郷町	秋 田 県 仙 北 平 野 土 改 区	7,189	R1	R6	用排水路整備補修 1式	376,000
3	田沢疏水	大仙市、仙北市、美郷町	秋 田 県 田 沢 疏 水 土 改 区	3,701	R1	R5	用水路整備補修 1式	225,000
4	大森1期	横 手 市	山 城 水 系 土 改 区	251	R1	R6	用水路整備補修 1式	317,000
5	深 堀	湯 沢 市 、 羽 後 町	湯 沢 雄 勝 土 改 区	317	R1	R5	排水路整備補修 1式	550,000
6	松倉堰2期	大 仙 市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	1,771	R2	R6	用排水路整備補修 1式	668,000
7	大森2期	横 手 市	山 城 水 系 土 改 区	251	R2	R5	用水路整備補修 1式	275,400
8	峰 浜 4	八 峰 町	八 峰 町	438	R3	R5	防災ダム設備補修 1式	380,000
9	貝 沢	湯 沢 市 、 羽 後 町	湯 沢 雄 勝 土 改 区	198	R3	R5	用水路整備補修 1式	150,000
10	黒坂堰	湯 沢 市 、 横 手 市	湯 沢 雄 勝 土 改 区	203	R3	R5	用水路整備補修 1式	163,000
11	浅内南部2期	三 種 町	三 種 町 土 改 区	80	R4	R6	揚水機場補修 1式	190,000
12	中屋敷2	湯 沢 市	湯 沢 雄 勝 土 改 区	22	R4	R7	用水路整備補修 1式	261,000
13	八郎潟1	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	12,810	R4	R8	防潮水門(遠隔操作設備) 1式	324,000
14	八郎潟2	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	11,760	R4	R9	排水機場補修 1式	767,000
15	浜 田	三 種 町	三 種 町 浜 口 土 地 改 良 区	228	R5	R7	揚水機場補修 1式	158,000
16	四ツ小屋	秋 田 市	仁 井 田 堰 土 地 改 良 区	48	R5	R7	用水路整備補修 1式	80,000
17	八郎潟3	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	11,760	R5	R6	排水機場補修 1式	210,000
18	開三ヶ村2期	横 手 市	雄 物 川 筋 土 地 改 良 区	303	R5	R7	送水管整備補修 1式	310,000
19	大 戸	羽 後 町	湯 沢 雄 勝 土 改 区	155	R5	R7	送水管整備補修 1式	90,000
計	19 地区			40,769				6,446,400
(小水力発電施設整備)								
1	上 巾	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市 土 改 区	-	H30	R5	発電設備 1式	302,000
2	仙平太田斉内	大仙市、仙北市、美郷町	秋 田 県 仙 北 平 野 土 改 区	-	R2	R5	発電設備 1式	330,000
計	2 地区							632,000
(かんがい排水事業)								
1	蛭野・角間川堰	横 手 市 、 大 仙 市	秋 田 県 雄 物 川 筋 土 改 区 大 仙 市 大 曲 土 改 区	1,143	H30	R6	排水路整備補修 1式	1,516,000
2	大 戸 川	大 仙 市 、 横 手 市	大 仙 市 大 曲 土 改 区 秋 田 県 南 旭 川 水 系 土 改 区	482	R1	R8	用水路整備補修 1式	3,310,000
3	横手西部	横 手 市	秋 田 県 雄 物 川 筋 土 改 区	731	R3	R10	排水路整備補修 1式	2,221,000
4	四の堰	横 手 市	秋 田 県 南 旭 川 水 系 土 改 区	291	R4	R8	用水路整備補修 1式	657,000
5	下堰・三百石堰	美 郷 町 、 大 仙 市	秋 田 県 南 旭 川 水 系 土 改 区	549	R5	R9	用水路整備補修 1式	1,715,000
計	5 地区			2,647				9,419,000

事業実施位置図

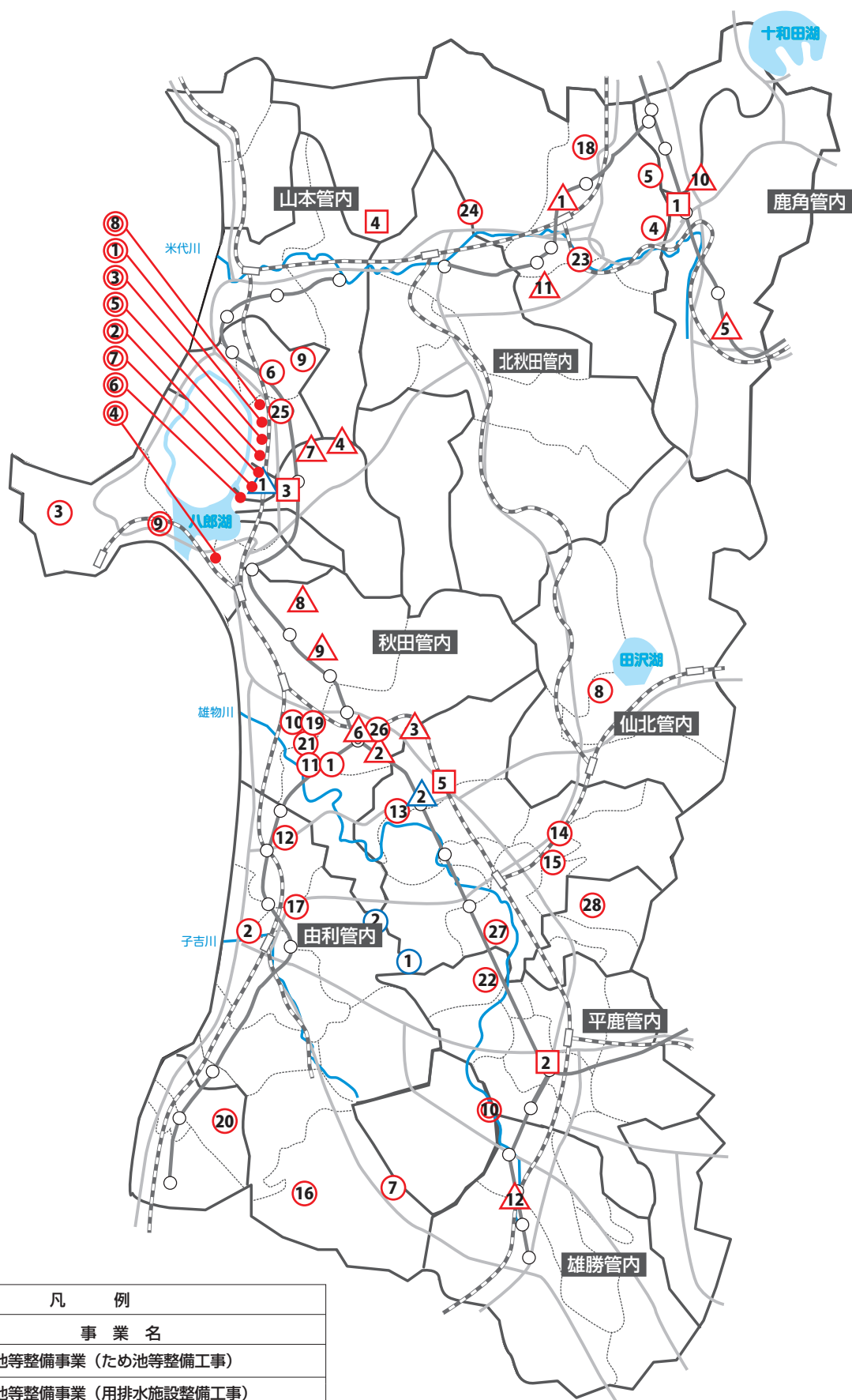


凡 例	
記号	事業名
○	基幹水利施設ストックマネジメント事業【予算補助】
□	小水力発電施設整備事業
△	かんがい排水事業

(3) 防災・減災事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	関係団体	受益面積 (ha)	工期		全 体	
					着工	完了	事業量	事業費(千円)
(ため池等整備事業・ため池等整備工事)								
1	平 沢 大 堤	秋 田 市	雄和中央土改区	23	H27	R5	老朽ため池整備1式	550,000
2	大 内 由 利 本 荘	市	由利本荘市土改区	41	H27	R5	老朽ため池整備1式	974,000
3	真 山 2 号	男 鹿 市	男鹿市	22	H29	R5	老朽ため池整備1式	524,000
4	柄 沢 大 館	市	大館市土改区	43	H30	R6	老朽ため池整備1式	767,000
5	中 池 大 館	市	大館市土改区	26	H30	R7	老朽ため池整備1式	600,000
6	長 信 田 三 種	町	琴丘土改区	46	H30	R5	老朽ため池整備1式	345,000
7	枯 木 第 一 由 利 本 荘	市	由利本荘市土改区	22	H30	R5	老朽ため池整備1式	374,000
8	森 間 仙 北	市	神代土改区	7	H30	R5	老朽ため池整備1式	211,000
9	小 堤 三 種	町	山本郡三種町下岩川土改区	6	R1	R5	老朽ため池整備1式	212,000
10	長 者 屋 敷 秋 田	市	河辺郡芝野堰土改区	30	R1	R5	老朽ため池整備1式	319,000
11	西 の 沢 第 1 秋 田	市	雄和土改区	21	R1	R6	老朽ため池整備1式	318,000
12	岩 城 芹 沢 由 利 本 荘	市	由利本荘市土改区	45	R1	R6	老朽ため池整備1式	611,000
13	泉 沢 大 仙	市	秋田県協和土改区	41	R1	R5	老朽ため池整備1式	544,000
14	蓬 沢 大 仙	市	蓬沢用水水利組合	21	R2	R6	老朽ため池整備1式	256,000
15	明 通 大 仙	市	大神成水利組合	6	R2	R6	老朽ため池整備1式	204,000
16	郷 具 由 利 本 荘	市	由利本荘市土改区	20	R2	R6	老朽ため池整備1式	419,000
17	滝 ノ 沢 由 利 本 荘	市	由利本荘市土改区	56	R2	R7	老朽ため池整備1式	718,000
18	大 堤 大 館	市	大館市土改区	23	R2	R6	老朽ため池整備1式	298,000
19	大 沢 口 秋 田	市	河辺郡芝野堰土改区	13	R2	R6	老朽ため池整備1式	236,000
20	長 谷 地 2 号 に か ほ	市	にかほ市	21	R3	R7	老朽ため池整備1式	218,000
21	黒 瀬 沢 秋 田	市	雄和中央土改区	19	R3	R7	老朽ため池整備1式	765,000
22	大 森 新 堤 横 手	市	横手市	12	R3	R7	老朽ため池整備1式	287,000
23	家 の 後 大 館	市	曲田水利組合	20	R5	R9	ため池整備1式	430,000
24	堂 ヶ 岱 大 堤 北 秋 田	市	北秋田市	16	R5	R7	ため池整備1式	250,000
25	山 谷 沢 身 第 3 三 種	町	大堤水利組合	20	R5	R9	ため池整備1式	470,000
26	五 郎 谷 地 第 一 秋 田	市	五郎谷地水利組合	20	R5	R9	ため池整備1式	250,000
27	内 小 友 中 沢 大 仙	市	大仙市大曲土地改良区	10	R5	R10	ため池整備1式	294,000
28	金 沢 4 美 郷	町	秋田県仙南土地改良区	88	R5	R10	ため池整備1式	464,000
計	28 地 区			738				11,908,000
(ため池等整備事業・用排水施設整備工事)								
1	花 輪 大 堰 鹿 角	市	鹿 角 市	424	H29	R6	用排水路改修1式	1,449,000
2	大 屋 沼 寺 内 横 手	市	秋 田 県 雄 物 川 筋 土 改 区	108	H30	R5	用排水路改修1式	1,959,000
3	真 崎 堰 湯 上 市、五 城 目 町、井 川 町		馬 場 目 川 水 系 土 改 区	748	R2	R6	用排水路改修1式	901,000
4	市 川 堰 3 期 能 代 市、藤 里 町		二 ツ 井 白 土 改 区	295	R3	R6	用排水路改修1式	799,000
5	宗 谷 堰 3 期 大 仙	市	協 和 土 地 改 良 区	77	R4	R8	法面工1式	137,000
計	5 地 区			1,575				5,245,000
(ため池等整備事業・湛水防除工事)								
1	琴 丘 北 三 種	町	琴 丘 土 改 区	124	H30	R5	排水機場改修1式	1,071,000
2	夜 叉 袋 八 郎 湯 町		八 郎 湯 土 改 区	71	H30	R5	排水機場改修1式	670,000
3	琴 丘 南 三 種	町	琴 丘 土 改 区	105	R1	R5	排水機場改修1式	884,000
4	天 王 東 湯 上 市		湯 上 市 天 王 土 改 区	282	R1	R5	排水機場改修1式	2,271,000
5	真 坂 八 郎 湯 町		八 郎 湯 土 改 区	89	R1	R5	排水機場改修1式	900,000
6	浜 井 川 湯 上 市・井 川 町		井 川 町 土 改 区	50	R1	R5	排水機場改修1式	980,000
7	今 戸 井 川 町		井 川 町 土 改 区	85	R2	R6	排水機場改修1式	989,000
8	久 米 岡 三 種	町	三 種 町 土 改 区	76	R3	R8	排水機場改修1式	1,008,000
9	八 西 第 一 男 鹿	市	男 鹿 市	82	R5	R11	排水機場改修1式	1,750,000
10	嶋 田 新 田 羽 後	町	湯 沢 雄 勝 土 地 改 良 区	49	R5	R12	排水機場改修1式	737,000
計	10 地 区			1,012				11,260,000
(ため池等整備事業・農業用河川工作物応急対策工事)								
1	立 花 大 館	市	大 館 市 土 改 区	146	R1	R5	頭首工改修1式	126,000
2	滝 沢 堰 秋 田	市	河 辺 土 改 区	71	R2	R6	頭首工改修1式	390,000
3	和 田 秋 田	市	河 辺 土 改 区	278	R2	R6	頭首工改修1式	385,000
4	身 の 淵 五 城 目 町		戸 村 土 改 区	116	R2	R6	頭首工改修1式	412,000
5	一 の 渡 鹿 角	市	か づ の 土 改 区	98	R3	R7	頭首工改修1式	681,000
6	猿 田 川 秋 田	市	秋 田 市 上 北 手 猿 田 土 改 区	20	R3	R7	頭首工改修1式	432,000
7	山 内 五 城 目 町		山 内 土 改 区	51	R3	R5	頭首工改修1式	75,000
8	保 多 野 秋 田	市	秋 田 市 上 新 城 土 改 区	12	R4	R8	頭首工改修1式	222,000
9	石 神 秋 田	市	孫 左 衛 門 堰 土 改 区	51	R4	R8	頭首工改修1式	263,000
10	十 和 田 南 鹿 角	市	か づ の 土 地 改 良 区	108	R5	R9	頭首工改修1式	500,000
11	向 田 大 館	市	大 館 市	50	R5	R9	頭首工改修1式	398,000
12	上 野 堰 湯 沢	市	湯 沢 雄 勝 土 地 改 良 区	10	R5	R9	頭首工改修1式	260,000
計	12 地 区			779				4,144,000
(農地すべり対策事業)								
1	沢 内 由 利 本 荘	市		309	H6	R5	地すべり防止工1式	1,211,000
2	下 吹 由 利 本 荘	市		166	H11	R5	地すべり防止工1式	919,000
計	2 地 区			475				2,130,000
(特定農業用管水路等特別対策事業)								
1	面 湯 八 郎 湯 町			283	H30	R5	管水路工 L=4,270 m	790,000
2	西 台 大 仙	市		20	R4	R7	管水路工 L=3,850 m	202,000
計	2 地 区			303				992,000

事業実施位置図



凡 例	
記号	事業名
○	ため池等整備事業（ため池等整備工事）
□	ため池等整備事業（用排水施設整備工事）
◎	ため池等整備事業（湛水防除工事）
△	ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策工事）
○	農地地すべり対策事業
△	特定農業用管水路等特別対策事業

9 ピックアップ

ピックアップⅠ 「スマート農業を支える基盤整備指針」の策定

農業従事者の高齢化や減少による労働力不足が顕在化する中、スマート農業に対する取り組みは、作業効率の向上や生産コストの削減等、様々な効果が期待されており、県内外において推進されています。

秋田県では、スマート技術の導入を各地域における営農形態や地形、取水方式等の各種条件に応じて適正に実施するため、基盤整備事業実施中の県内3箇所のモデル地区においてスマート技術の検証を行い、その検証結果等を基に「スマート農業を支える基盤整備指針」を策定しました。

本指針の構成は主に「ほ場整備編」と「水管理編」の2部構成となっています。

○対象とするスマート技術

(自動走行農機、遠隔操作型給水栓、自走式草刈機)



自動操舵トラクター



自動給水栓
(開水路用)



急傾斜地でのアーム式モアによる
草刈り

○ほ場整備編

- ・ 区画規模設定時の留意事項
- ・ ターン農道を導入する際の留意事項
- ・ 草刈り機種の選定及び草刈り作業の省力化に向けた畦畔・溝畔設定時の留意事項

○水管理編

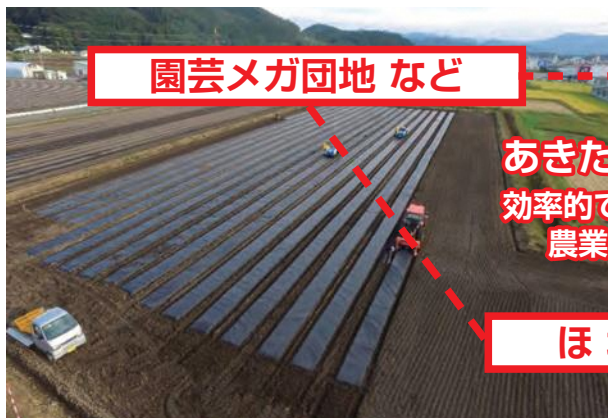
- ・ ICT水管理システムを導入する際の留意事項

※ ICT水管理システムとは...

遠隔操作型給水栓を利用したシステム

あきた型ほ場整備とは…?

秋田県では、ほ場整備と併せて、園芸メガ団地等による産地づくり、農地中間管理事業による農地集積を三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」を実施しています。



園芸メガ団地 など



農地中間管理事業

あきた型ほ場整備
効率的で収益性の高い
農業経営を実現

ほ場整備

ピックアップⅡ 秋田県農山漁村プロデューサー養成講座 AKITA RISE



新たな取組にチャレンジしたい地域や課題に直面している地域などのあらゆる地域をカバーした「ひと」づくり（人材育成）により、秋田の農山村を活性化します！

AKITA RISEは「入門編」と「実践編」の二部構成

入門編

具体的な方向性をイメージしたい場合は入門編へ！

地域活性化活動に飛び込む者の裾野拡大と、自治体職員など支える側のスキルアップを図ります。

- 【内容】基調講演や先駆者の事例紹介などを開催
 ⇒地域づくりのワクワク感を醸成！
 ⇒地域づくりの実践に向けたプロセスを習得！
 ⇒支える側の指導・助言力の向上！
 ⇒関係機関との問題意識・地域課題の共有！

～対象者～

- 地域づくりに意欲のある方（学生含む）
- 農山村の地域活動に参画したい方

【令和4年度の実績】

3回開催 各回とも約100人の受講

実践編

イメージの実現に向けて動き出したい場合は実践編へ！

課題や悩みに寄り添いながら、地域の新たなプロジェクトに伴走支援します。

- 【内容】座学の他にもグループディスカッションや事例演習などを開催
 ⇒地域資源の掘り起こしや新たなビジネスの企画立案！
 ⇒具体的な活動に繋がるプランの策定！
 ⇒他地域へアドバイスできるサポート人材を発掘！

～対象者～

- 取組にチャレンジ中の地域の方
- チャレンジに向けて踏みだしたい地域の方

【令和4年度の実績】

7回開催 16地域から24人が受講

「同じ志を持つ者同士のネットワークづくり」が進み、研修の場を「人をつなぐ場」に

【令和5年度の計画】

令和5年度も本講座を継続し、より多くの人にワクワク感を持って動き出してもらうためのきっかけづくりと、プロジェクトの実現に向けた支援を進めて参ります。令和4年度の「実践編」受講者に対しては、個別相談や専門家派遣などの伴走支援を継続するほか、「AKITA RISEサポーター」として、これまでの経験や得意分野を生かし、地域内外の取組をサポートしてもらいたいと考えています。



AKITA RISEに興味のある方は秋田県農林水産部農山村振興課調整・地域活性化チームへ

ピックアップⅢ 「秋田県田んぼダム技術マニュアル」の策定

近年、局地的な豪雨の頻発化・激甚化が見受けられ、災害に対するリスクが高まっています。これに対し、従来、防災ダムや河川堤防の強化などのハード面の対策に加え、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わる関係者によるソフト面の協働も含め、一体的に豪雨対策を行う「流域治水」の取組が進められています。

このような中、農業分野においては、水田の多面的機能の一つである雨水貯留効果による洪水防止機能を活かした「田んぼダム」の取組が推進されています。

秋田県では、「田んぼダム」の取組を導入し、継続的に実施するうえで、地域における話し合いの基礎となる情報や基本的な考え方をとりまとめ、「秋田県田んぼダム技術マニュアル」を策定しました。



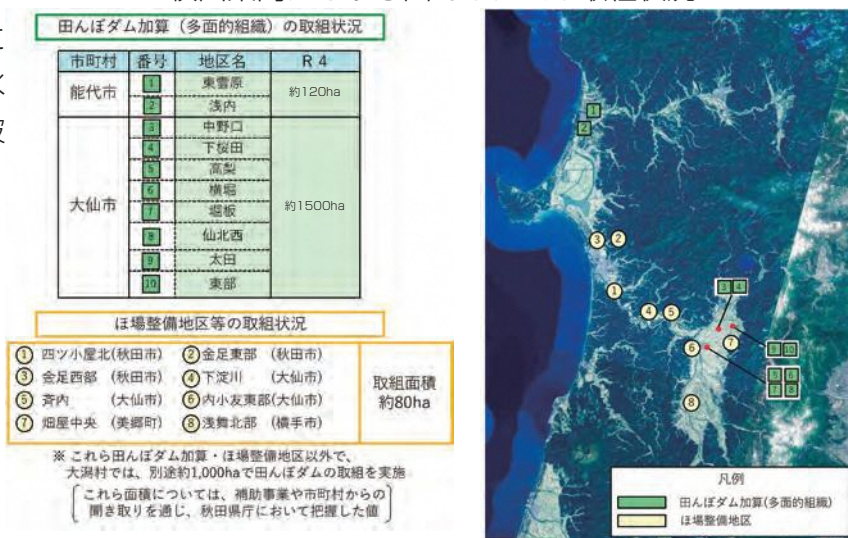
○田んぼダムとは

水田の持つ雨水貯留機能を最大限に発揮して、雨水を一時的に水田に貯水し、流域の農地やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。

○本指針の構成

- ・第1章 田んぼダムを巡る動き
- ・第2章 田んぼダムの種類と効果
- ・第3章 田んぼダムに取り組む（現場条件、地域の合意形成、支援制度）
- ・第4章 参考資料（秋田県発刊誌：田んぼダム通信等）

秋田県内における田んぼダムの取組状況



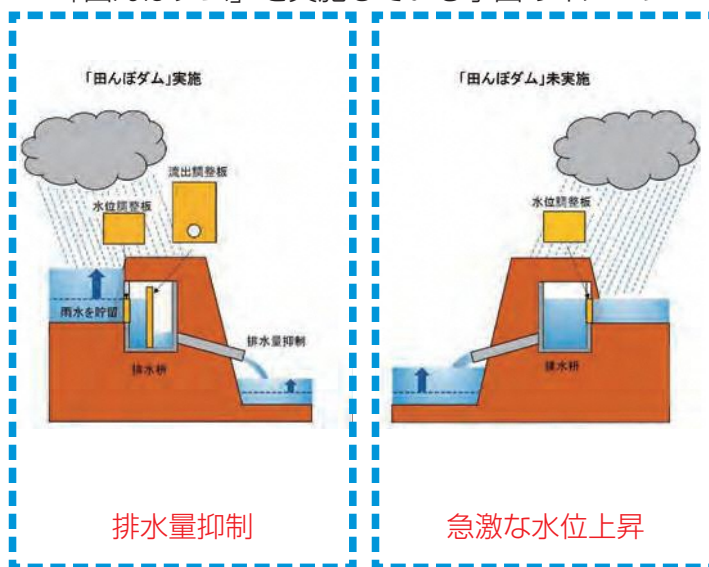
堰板や小さな穴の開いた調整板の設置によって、水田に降った雨水が時間を掛けてゆっくりと排水
 【イメージ図参照】



【効果】

水路や河川の急激な水位上昇を抑制

「田んぼダム」を実施している水田のイメージ



資料引用：田んぼダムの手引き（農林水産省農村振興局）

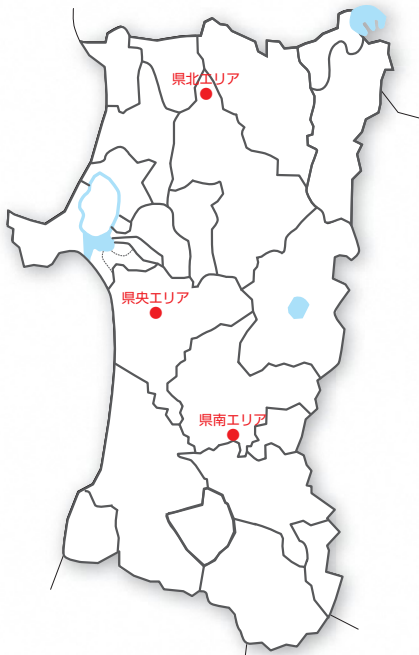
ピックアップⅣ 災害時等農業用排水機能確保支援事業を 活用した応急対策

令和4年度実施

県では、燃料等の価格が高騰する中、災害時や渇水時などの有事の際には、迅速な対応により農作物被害の軽減を図るとともに、農業者が負担するトータルコストを低減するため、令和4年6月に災害時農業用排水機能確保支援事業を創設し、応急用ポンプ設備の導入を支援しました。

秋田県土地改良事業団体連合会（以下「水土里ネット秋田」という。）では、事業を活用して応急ポンプ9台を3エリアに配置し、令和5年4月から貸出を開始しています。

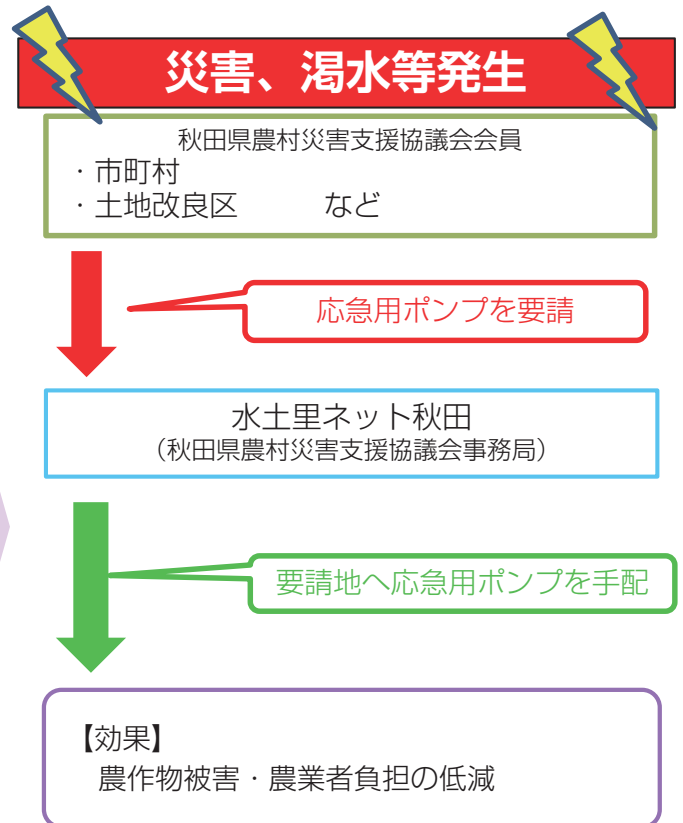
県内3エリアに応急ポンプを配置



※各エリア3台配備⇒計9台
応急ポンプ規格：口径 200mm
(参考)

1台あたりのかんがい用水量は概ね 20ha
最大9台で 180ha 程度までかんがい可能

応急ポンプの活用イメージ



揚水デモンストレーションを開催

令和5年3月10日、秋田市金足の小泉揚水機場において、水土里ネット秋田では秋田県農村災害支援協議会会員を対象に、応急ポンプの性能や使用方法を理解していただくため、実機を用いたデモンストレーションを行いました。



応急ポンプの貸出については、水土里ネット秋田管理情報部(Tel:018-888-2722)に相談ください。

農業農村整備事業

1 ほ場整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
農地集積加速化基盤整備事業 【農業生産基盤整備事業】 <県営>	○ハード事業 ほ場や農業用排水施設等の整備又は再整備を行い、法人などの高度経営体へ農用地の面的集積を図る <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ほ場整備に係る事業の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農地集積加速化基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> — 農業生産基盤整備事業(ハード) — 農業経営高度化支援事業(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> ○高度土地利用調整事業(指導事業) ○高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○高度経営体面的集積促進事業 ○中心経営体農地集積促進事業 ○耕地利用高度化推進事業 ◆農地中間管理機構関連ほ場整備事業 <ul style="list-style-type: none"> — 農業生産基盤整備事業(ハード) — 農業経営高度化支援事業(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> ○高度土地利用調整事業(指導事業) ○高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○耕地利用高度化推進事業 </div>	(国の要件) ・以下事業の受益面積合計が20ha (10ha)以上 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除礫 ※(1)から(7)のうち2工種以上を実施 ※(3)、(5)は単独でも可 ・事業完了後30a以上の区画が2/3以上(但し、過疎・山振地域は30aを20aと読み替える) ・事業完了時において、担い手農地利用集積率が50%以上になることが確実と見込まれること	50 (55)	27.5 (27.5)	77.5 (82.5)	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
農地中間管理機構関連ほ場整備事業 <県営>	○ハード事業 担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を行う	(国の要件) (1)事業対象農地の全てに農地中間管理機構が設定されていること (2)事業対象農地面積：10ha (5ha)以上(事業対象農地を構成する各団地1ha (0.5ha)以上の連坦化した農地) (3)農地中間管理機構の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること (4)事業完了5年以内に担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ概ね50%ポイント以上向上すること (5)事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上すること ・以下事業の基本要件 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除礫 ・事業完了後30a以上の区画が2/3以上(但し、過疎・山村地域は30aを20aに読み替える)	62.5	27.5	90	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
高度土地利用調整事業 1,3,4,5は<県営> 2は<団体営>	○ソフト事業 1. 指導事業 ・土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するための普及・指導活動 2. 調査・調整事業 ・関係農家の意向調査活動 ・土地利用調整活動 ・関係機関との調整等調査・調整活動 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体面的集積向上率に応じて、促進費を交付 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体の農地集積割合等に応じて、促進費を交付 5. 耕地利用高度化推進事業 ・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 ・暗渠の維持管理 ・表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 ・その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	・高度経営体もしくは中心経営体を目標年度までに1以上育成 ・1,2の限度額 受益面積ごとに区分する以下の基準額に実施年数を乗じた額 1. 指導事業 ・60ha未満 150千円 ・60ha以上200ha未満 200千円 ・200ha以上 400千円 2. 調査・調整事業 ・60ha未満 1,500千円 ・60ha以上200ha未満 2,000千円 ・200ha以上 4,000千円 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体面的集積向上率が15%以上向上すること ・法人面的集積率が50%以上となること 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体集積率が55%以上となること ・法人面的集積率が50%以上となること ※3.4の限度額は別表1参照 5. 耕地利用高度化推進事業 ・限度額：ハード総事業費の2%以内	50 (55) [62.5]	50 (45) [37.5] 0 (0) [0]	100 (100) [100] 50 (55) [62.5] 100 (100) 100 (100)	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域 ※【 】内は、農地中間管理機構関連ほ場整備事業の場合 ※3.4の県補助率は令和4年度以降採択地区は未定

別表1 ほ場整備事業(ソフト事業)

事業名	農業経営高度化支援事業																																							
事業要件	<p>目標年度まで高度経営体もしくは中心経営体を1以上育成されることが確実と見込まれること。</p> <p>【高度経営体要件】</p> <p>①一定規模以上(4ha)の経営農用地を集積、利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者 ②市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保し、農地を利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者 ③特定農業団体であって、7ha以上(中山間地域は4ha)の経営等農用地を集積するもの ④品目別経営安定対策の対象者 ⑤市町村が特に認める担い手</p> <p>【中心経営体要件(R4まで)】</p> <p>人・農地プランにより位置づけられる「地域の中心となる経営体」である。ここで、人・農地プランとは、 ①人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23 経営第2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。) ②地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月2日付け23 経営第2262 号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。</p> <p>【中心経営体要件(R5から)】</p> <p>地域計画の目標地図に位置付けられた者のうち、下記に該当する者</p> <p>①認定農業者 ②認定新規就農者 ③集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号八に定める組織) ④市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者 ⑤上記の他、市町村が認める者</p>																																							
①指導事業	都道府県が行う指導、助言、啓発普及活動に対する支援																																							
②調査・調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動に対する支援																																							
	高度経営体の面的集積向上率に応じて、促進費を交付																																							
③高度経営体面的集積促進事業	<p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本プラン(限度額=対象事業費×助成割合) 高度経営体面的集積向上率に応じて、対象事業費の一定割合を助成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>高度経営体面的集積向上率</th><th>助成割合</th></tr> <tr><td>15%以上 27.5%未満</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>27.5%以上 40%未満</td><td>3.0%</td></tr> <tr><td>40%以上 50%未満</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>50%以上 65%未満</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>65%以上</td><td>5.0%</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未来プラン(限度額=対象事業費×法人面的集積率×助成割合) 法人面積集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>法人面的集積率</th><th>助成割合</th></tr> <tr><td>50%以上 70%未満</td><td>1%</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2.5%</td></tr> </table> <p>※未来プランには、基本プランの高度経営体面的集積向上率に応じて、限度額あり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>高度経営体面的集積向上率</th> <th>15%以上 20%未満</th> <th>20%以上 35%未満</th> <th>35%以上 45%未満</th> <th>45%以上</th> </tr> <tr> <td>促進費(法人支援)の交付限度額</td> <td>交付なし</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table>	高度経営体面的集積向上率	助成割合	15%以上 27.5%未満	2.0%	27.5%以上 40%未満	3.0%	40%以上 50%未満	4.0%	50%以上 65%未満	4.5%	65%以上	5.0%	法人面的集積率	助成割合	50%以上 70%未満	1%	70%以上	2.5%	高度経営体面的集積向上率	15%以上 20%未満	20%以上 35%未満	35%以上 45%未満	45%以上	促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%											
高度経営体面的集積向上率	助成割合																																							
15%以上 27.5%未満	2.0%																																							
27.5%以上 40%未満	3.0%																																							
40%以上 50%未満	4.0%																																							
50%以上 65%未満	4.5%																																							
65%以上	5.0%																																							
法人面的集積率	助成割合																																							
50%以上 70%未満	1%																																							
70%以上	2.5%																																							
高度経営体面的集積向上率	15%以上 20%未満	20%以上 35%未満	35%以上 45%未満	45%以上																																				
促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%																																				
④中心経営体農地集積促進事業	<p>中心経営体への農地集積割合等に応じて、促進費を交付</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本助成(限度額=対象事業費×基本助成割合) 中心経営体集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成 法人育成加算(限度額=対象事業費×法人育成助成割合×法人面積集積率) 法人面的集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成 集約化加算(限度額=対象事業費×集約化加算助成割合) 集約化の状況に応じて、対象事業費の一定割合を助成 集約化面積の割合が80%以上の場合のみ交付対象 ※助成は一般地域(国庫補助50%)で事業を実施する場合に限る <p>条件不利地域(国庫補助55%地区)の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th>法人育成加算(最大)</th> </tr> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>2.0%</td> <td>+1.0%(計 3.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td rowspan="2">3.0%</td> <td>+1.0%(計 4.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td>+2.5%(計 5.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>4.0%</td> <td>+2.5%(計 6.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>5.0%</td> <td>+2.5%(計 7.5%)</td> </tr> </table> <p>一般地域(国庫補助50%地区)の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th>法人育成加算(最大)</th> <th>集約化加算</th> </tr> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">+1.0%</td> <td>+1.0%(計 5.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td>4.0%</td> <td>+2.0%(計 7.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td rowspan="2">5.0%</td> <td>+1.0%</td> <td>+2.5%(計 8.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>+2.5%</td> <td>+3.0%(計 10.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>6.0%</td> <td>+2.5%</td> <td>+4.0%(計 12.5%)</td> </tr> </table>	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	55%以上65%未満	2.0%	+1.0%(計 3.0%)	65%以上70%未満	3.0%	+1.0%(計 4.0%)	70%以上75%未満	+2.5%(計 5.5%)	75%以上85%未満	4.0%	+2.5%(計 6.5%)	85%以上	5.0%	+2.5%(計 7.5%)	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算	55%以上65%未満	3.0%	+1.0%	+1.0%(計 5.0%)	65%以上70%未満	4.0%	+2.0%(計 7.0%)	70%以上75%未満	5.0%	+1.0%	+2.5%(計 8.5%)	75%以上85%未満	+2.5%	+3.0%(計 10.5%)	85%以上	6.0%	+2.5%	+4.0%(計 12.5%)
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)																																						
55%以上65%未満	2.0%	+1.0%(計 3.0%)																																						
65%以上70%未満	3.0%	+1.0%(計 4.0%)																																						
70%以上75%未満		+2.5%(計 5.5%)																																						
75%以上85%未満	4.0%	+2.5%(計 6.5%)																																						
85%以上	5.0%	+2.5%(計 7.5%)																																						
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算																																					
55%以上65%未満	3.0%	+1.0%	+1.0%(計 5.0%)																																					
65%以上70%未満	4.0%		+2.0%(計 7.0%)																																					
70%以上75%未満	5.0%	+1.0%	+2.5%(計 8.5%)																																					
75%以上85%未満		+2.5%	+3.0%(計 10.5%)																																					
85%以上	6.0%	+2.5%	+4.0%(計 12.5%)																																					
⑤耕地利用高度化推進事業	事業完了後の小規模な条件整備に対する支援																																							

2 水利施設整備事業(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
かんがい排水事業 【一般型】 ＜県営＞	水田を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積200ha以上かつ末端支配面積100ha以上 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(新設) 50	(新設) 25	(新設) 75	
	畑地を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積100ha以上かつ末端支配面積20ha以上 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(更新) 50	(更新) 29	(更新) 79	
かんがい排水事業 【農地集積促進型】 ＜県営＞	担い手への農地集積・集約を促進するための農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積20(10)ha以上 ・事業完了時において担い手農地利用集積率が一定割合で増加すること ア 40%未満 → 50%以上 イ 40%以上50%未満 → 10%ポイント以上の増 ウ 50%以上55%未満 → 60%以上 エ 55%以上90%未満 → 5%ポイント以上の増 オ 90%以上95%未満 → 95%以上 カ 95%以上 → 集積率の向上が図られる ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	50 (55)	27.5 (27.5)	75.5 (82.5)	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
かんがい排水事業 【排水対策特別型】 ＜県営＞	収益性の高い水田営農の確立や排水不良田の改善に必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新または整備	・受益面積20ha以上かつ末端支配面積5ha以上 ・受益地が次のいずれかに該当で、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上 ア 降雨時に排水施設の能力が十分でないために漏水する水田 イ 常時地下水位が高い水田(田面より夏期50cm未満、冬期70cm未満) ウ ア又はイと一体的に整備することが必要な水田 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(新設) 50	(新設) 30	(新設) 80	
		・受益面積20ha以上かつ末端支配面積20ha以上 ・総事業費20,000千円以上	(更新) 50	(更新) 29	(更新) 79	
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【一般型】 ＜県営＞ 法律補助	県営等造成施設(国営・県営土地改良造成施設)において、機能保全計画を策定し、その計画に基づいた対策工事の実施を行う	・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの ・末端支配面積 100ha以上 ・総事業費20,000千円以上	50	29	79	
【一般型】 ＜県営＞ 予算補助						
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【緊急型】 ＜県営＞ 予算補助	県営等造成施設のうち、迅速な対応が求められる施設機械や鋼構造物等の工種について対策工事を実施するもの	・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ・工事期間3年以内での完了が見込めること ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの ・末端支配面積 20ha以上 ・総事業費20,000千円以上かつ200,000千円未満であること	50 (55)	29 (29)	79 (84)	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【管理型】 ＜県営＞	国営造成施設のうち、県が管理している施設について機能保全計画に基づく対策工事を実施するもの	・国営造成施設であること ・県が管理している施設であること ・機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	50	29	79	

2 水利施設整備事業(2/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
団体営農業水路等長寿命化事業 〈団体営〉	<p>農業用排水施設の老朽化に対応した長寿命化対策、水管理や維持管理の労力低減、災害リスクに対応するための防災減災対策等の実施を支援するもの</p> <p>【機能保全計画策定】 ・水利施設整備と併せて行う機能保全計画の策定の実施</p> <p>【水利施設整備】 (ア)農業用排水施設及び付帯する施設の新設、廃止又は変更 (イ)(ア)と一体的に行う給水柱、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付帯する施設の整備</p>	<p>・国営造成施設と一体となる農業用排水施設、又は国庫補助事業によって造成された農業用排水施設であること</p> <p>・機能保全計画に基づいた施設整備を行うこと</p>	<p>【機能保全計画策定】 100</p> <p>【水利施設整備】 50 (55)</p>	<p>【機能保全計画策定】 -</p> <p>【水利施設整備】 14 (14)</p>	<p>【機能保全計画策定】 100</p> <p>【水利施設整備】 64 (69)</p>	<p>※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域</p>
小水力発電施設整備事業 〈県営〉	水路、ダム、ため池等の農業用排水施設を活用した小水力発電のための施設整備(新設・更新)を実施するもの	・国実施要綱・要領の事業実施要件を満足するもの	50 (55)	25 (25)	75 (80)	※()内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域

3 農村地域防災減災事業等(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考																						
			国	県	計																							
防災ダム事業 〈県営〉	洪水調節用ダムの新設、改修	<p>・被害農地面積100ha以上</p> <p>・農業関係効果50%以上</p>	55	40	95																							
ため池等整備事業 【ため池整備工事】 〈県営・団体営〉	<p>・災害発生の防止等が必要な農業用ため池(災害防止用ダムを含む)の改修</p> <p>・ため池本来の整備とともに、貯水量や洪水防止機能を回復するための浚渫工事</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">受益面積</th> <th colspan="2">事業費</th> </tr> <tr> <th>一般ため池</th> <th>防重ため池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>100(70)ha以上</td> <td>80,000(30,000)千円以上</td> <td>80,000(40,000)千円</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>40(20)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> <td>40,000千円</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>10(5)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> <td>40,000千円</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>10(5)ha未満</td> <td>8,000千円以上</td> <td>40,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大規模の場合のみ、 1)堤高10m以上または貯水量10(5)万m³以上のもの 2)決壊による被害総定額100,000(50,000)千円以上でかつ農業関係以外の被害額が50,000千円以上、さらに住民の100(1)名以上の生命に危険が予測されるもの</p> <p>・受益面積10ha未満の場合 1)貯水量1,000m³以上で関係農家2戸以上。 2)住民の生命に対する危険または公共施設に対する被害が予測されること</p> <p>・ため池浚渫工事は、貯水量に対する堆砂率が10%以上で、浚渫土を耕土や基盤土等として有効活用が図られ、ため池の安全性を損なわないこと</p>	種別	受益面積	事業費		一般ため池	防重ため池	大規模	100(70)ha以上	80,000(30,000)千円以上	80,000(40,000)千円	中規模	40(20)ha以上	8,000千円以上	40,000千円	小規模	10(5)ha以上	8,000千円以上	40,000千円	団体営	10(5)ha未満	8,000千円以上	40,000千円	<p>大規模 55</p> <p>中規模 50 (55)</p> <p>小規模 50 (55)</p> <p>団体営 50 (55)</p>	<p>35</p> <p>40 (40)</p> <p>35 (35)</p> <p>15 (15)</p>	<p>90</p> <p>90 (95)</p> <p>85 (90)</p> <p>65 (70)</p>	<p>()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村</p>
種別	受益面積	事業費																										
		一般ため池	防重ため池																									
大規模	100(70)ha以上	80,000(30,000)千円以上	80,000(40,000)千円																									
中規模	40(20)ha以上	8,000千円以上	40,000千円																									
小規模	10(5)ha以上	8,000千円以上	40,000千円																									
団体営	10(5)ha未満	8,000千円以上	40,000千円																									
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 〈県営・団体営〉	機能障害等により災害を引き起こす危険性がある農業用排水施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等)の新設、改修	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受益面積</th> <th>総事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>400(200)ha以上</td> <td>80,000(30,000)千円以上</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>100(50)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>20(10)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	受益面積	総事業費	大規模	400(200)ha以上	80,000(30,000)千円以上	中規模	100(50)ha以上	8,000千円以上	団体営	20(10)ha以上	8,000千円以上	<p>大規模 55</p> <p>中規模 50 (55)</p> <p>団体営 50 (55)</p>	<p>28</p> <p>33 (33)</p> <p>1 (未定) 15 (未定)</p>	<p>83</p> <p>83 (88)</p> <p>51 (未定) 65 (未定)</p>	<p>()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村</p> <p>→ 市町村営</p> <p>→ その他</p>										
種別	受益面積	総事業費																										
大規模	400(200)ha以上	80,000(30,000)千円以上																										
中規模	100(50)ha以上	8,000千円以上																										
団体営	20(10)ha以上	8,000千円以上																										

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 (土砂崩壊防止) <県営>	土砂崩壊の危険がある場所における、擁壁、土留、土砂溜壊堤、水路等の整備	・受益面積 5ha以上 ・総事業費 8,000千円以上	50 (55)	35 (35)	85 (90)	()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村
ため池等整備事業 【農業用河川工作物等 応急対策】 <県営・団体営>	治水上、改善措置が必要な農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、橋梁等)の整備、補強	河川管理上支障を及ぼす恐れのあるもの 種別 総事業費 県営 大規模 100,000千円以上 小規模 100,000千円未満50,000千円以上 団体営 50,000千円未満8,000千円以上	大規模 55 小規模 50 (55) 団体営 50 (55)	37 42 (42) 32 (32)	92 92 (97) 82 (87)	()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村
湛水防除事業 <県営>	湛水被害を防除するための施設(排水機、排水樋門、排水路、堤防等)の新設、改修	種別 受益面積 総事業費 県営 大規模 400ha以上 500,000千円以上 小規模 30ha以上 50,000千円以上 次のいずれかに該当すること ①農業効果が50%以上であること ②受益面積の50%以上が農用地であるもの	大規模 55 小規模 基幹施設 50 (55) その他 施設 50 (55)	未定 40 (40) 35 (35)	未定 90 (95) 85 (90)	()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村

3 農村地域防災減災事業等(2 / 2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
地すべり対策事業 <県営>	地すべりによる被害を除去又は軽減するため、承水路、水抜きボーリング、川の床止工、護岸工、杭打工、土留工等の実施 (地すべり防止工事)	・地すべり防止区域指定がされていること 1)地すべりが2級河川以上の河川に被害を及ぼすおそれのあること 2)鉄道、県道などに被害を及ぼすおそれのあるもの 3)学校、病院など重要な公共建物に被害を及ぼすおそれのあること 4)ため池の貯水量3万㎡以上、面積100ha以上の水路・農道などに被害を及ぼすおそれのあること 5)10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれのあること 6)農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること ・総事業費70,000千円以上(長寿命化計画に基づく対策工は、8,000千円以上)	50	50	100	
特定農業用管水路等特別対策事業 <県営>	石綿管(アスベスト)を含有する管水路等の製品老朽化による、農業者等の健康への影響を未然に防止するために撤去や管種変更等を実施 (1)石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿の劣化又は飛散防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2)(1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3)石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	・受益面積 県営 20ha以上 団体営 10ha以上 ・(1)、(2)を実施する場合、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること ※石綿等とは、石綿障害予防規則第2条第1項第1号に規定するものをいう。	県営 50 (55) 団体営 50 (55)	35 (35) 未定	85 (90) 未定	()内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村

4 農地耕作条件改善事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
農地耕作条件改善事業 (簡易型)	<p>【概要】 農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備(暗渠排水、区画拡大等)を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換及びスマート農業などの先進的な営農体系の導入を支援する。</p> <p>【定額支援メニュー】 ①ハード事業 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地灌漑施設、客土、除礫、用排水路・農道更新整備 など ②ソフト事業 条件改善推進費、高収益作物転換推進費</p> <p>【定率支援メニュー】 ①ハード事業 GNSS基地局整備、管理省力化支援 など ②ソフト事業 先進的省力化技術導入支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、指導 など</p>	<p>【事業実施区域】 ・地域計画を策定した区域</p> <p>【採択要件】 ①地域内農地集積型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・地域内農地集積促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ②高収益作物転換型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・高収益作物転換促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ・ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 ③スマート農業導入推進型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・スマート農業導入推進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上</p> <p>【事業実施主体】 市町村、土地改良区、農地中間管理機構等</p>	定額 または 定率 50 (55)		定額 50 (55)	※()内は、 過疎・山振・ 特農・離島・ 半島・特豪・ 急傾斜の指 定地域の場合

5 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
中山間地域農業活性化 計画策定支援事業(ソフト)	地域自らが策定する地域農業の営農計画、基盤整備計画及び地域活性化計画を策定する。	<p>農業地域類型区分の山間農業地域及び中間農業地域に分類される旧旧市町村、または知事が中山間地域に準じる地域として特に認める地域は次に掲げる地域。</p> <p>(1)「守りたい秋田の里地里山50」実施要領(平成27年6月22日付け農振317 秋田県農林水産部長通知)により認定された地域を含む地域 (2)中山間地域等直接支払交付金の取組範囲を含む地域 (3)その他、中山間地域に準じる地域として知事が特に認める地域</p>		定額	定額	
中山間地域農業活性化 基盤整備事業(ハード)	耕作放棄地の増加や施設の老朽化が著しい中山間地域において、地域農業に取り組むため、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備に対する支援を行う。	(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。 (2)事業完了年度の翌年度において事業実施前の耕地利用率が90%未満の場合は3ポイント以上増加すること、90%以上の場合は現状以上となること。 (3)総事業費が2億円未満であること。	50 (55)	30	80 (85)	補助率の()内は、 過疎、山振、 半島、離島、 特農、特豪 で指定された地域
中山間水田畑地化整備 事業(ハード)	営農条件が不利な中山間地域において、経営規模は小さくとも一定の所得が確保できるよう、地域特産物等の本作物化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等に対する支援を行う。	(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。 (2)原則5年以上、地域特産物の栽培を行うこと。ただし、野菜、花き、果樹以外を栽培する場合は、食品加工や流通・販売等に取り組むこと。 (3)客土、混層耕、除礫、心土破砕、土壌改良、暗渠の新設又は更新のうち、1工種以上を実施すること。 (4)総事業費が2億円未満であること。	50 (55)	40 (35)	90 (90)	補助率の()内は、 過疎、山振、 半島、離島、 特農、特豪 で指定された地域

6 災害復旧事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
県営造成施設等突発事故復旧支援事業	暗渠やパイプライン、揚水機は内部状態を視することが困難であり、日常管理が適正に行われていても、不測の事態により突発事故が発生するケースがあり、事故時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図るものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な天然現象によるものではなく、通常の使用の範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。 ・国営または県営造成施設で、復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。 ・維持管理が適正に行われていること。 ・関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。 	-	30	30	関係市町村と合わせ40%
農地・農業用施設小災害支援事業	自然災害による小規模な農地の災害復旧について支援し農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業要件 <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当していること <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの災害で、県内における被害総額が3億円以上の災害 イ 1つの災害で、県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円以上の市町村が1以上ある災害 ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 1)対象工種 <ul style="list-style-type: none"> 被災した農地で「国庫補助災害及び災害復旧事業債」の対象外のもの 2)対象市町村(次のいずれにも該当していること) <ul style="list-style-type: none"> ア 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害 イ 農家助成を実施している市町村 3)補助対象額 <ul style="list-style-type: none"> 10万円/箇所以上40万円/箇所未満で、かつ市町村の助成下限額が10万円以上の場合はその下限額 4)補助率 <ul style="list-style-type: none"> 市町村の助成率以内、最大で事業費の1/3 	-	1/3	1/3	
県営農地災害復旧事業	異常な天然現象によって発生した農地・農業用施設の災害復旧に対し、国の補助を受けて原形復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> 雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上 風速 最大風速15m/s以上 その他 異常な天然現象 ○県営災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> 原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上 2)その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区 	工事費 50 委託費 -	15 100	65 100	
県営農業用施設災害復旧事業	異常な天然現象によって発生した農業用施設の災害復旧に対し、国の補助を受けて原形復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> 雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上 風速 最大風速15m/s以上 その他 異常な天然現象 ○県営災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> 原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上 2)ため池の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・堤高10m以上または水量10万m³以上 ・受益面積40ha以上 ・復旧事業費50,000千円以上 3)その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区 	工事費 65 委託費 -	15 100	80 100	

写真概要

【表紙】

- 表紙上左 横手地区（横手市）
スーパー大区画実証モデル 3.6ha区画における自動操舵
- 表紙上右 真崎堰地区（潟上市、五城目町、井川町）
幹線水路改修後の通水状況
- 表紙下左 農家民宿 いち林（大館市）
農家民宿でのきりたんぼ作り体験
- 表紙下右 戸村地区（五城目町、八郎潟町）
頭首工改修後の通水状況

【背表紙】

- 「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクール入賞作品
- 背表紙上 優秀賞「早苗の頃～黒土稻荷神社～」五城目町
 - 背表紙中 優良賞「朝霧染まる天空の棚田」北秋田市
 - 背表紙下 最優秀賞「星屑とホタルの里」秋田市
-



秋田県 HP
「美の国あきたネット」

農地整備課



農山村振興課



秋田県関係機関連絡先

【本庁】

農林水産部農地整備課
農林水産部農山村振興課

TEL : 018-860-1821 FAX : 018-860-3863
TEL : 018-860-1851 FAX : 018-860-3815

【振興局】

鹿角地域振興局農林部農村整備課
北秋田地域振興局農林部農村整備課
山本地域振興局農林部農村整備課
秋田地域振興局農林部農村整備課
八郎潟基幹施設管理事務所
由利地域振興局農林部農村整備課
仙北地域振興局農林部農村整備課
平鹿地域振興局農林部農村整備課
雄勝地域振興局農林部農村整備課

TEL : 0186-23-2243 FAX : 0186-23-6085
TEL : 0186-62-3900 FAX : 0186-62-3904
TEL : 0185-52-1232 FAX : 0185-54-2451
TEL : 018-860-3394 FAX : 018-860-3865
TEL : 0185-46-2661 FAX : 0185-46-2432
TEL : 0184-22-7554 FAX : 0184-23-2618
TEL : 0187-63-6117 FAX : 0187-63-7771
TEL : 0182-32-9509 FAX : 0182-32-5117
TEL : 0183-73-6135 FAX : 0183-73-9144

この資料に関するお問い合わせは…

秋田県農林水産部
農地整備課 調整・企画チーム

TEL:018-860-1821 FAX:018-860-3863

Eメール : nseibika@mail2.pref.akita.jp